

# 都 勞 委 年 報

令和4年



## まえがき

この年報は、令和4年1月から令和4年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集团的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和5年4月

東京都労働委員会事務局

# 目 次

凡例	1
はじめに	3
取扱件数一覧表	5
<b>第1部 概況</b>	
第1章 労働争議の調整	15
第1節 労働争議の調整の概況	15
1 取扱概況	15
2 新規係属状況	16
3 終結状況	17
第2節 争議実情調査	19
第2章 不当労働行為の審査	21
第1節 不当労働行為の審査の概況	21
1 取扱概況	21
2 新規係属状況	22
3 審査状況	24
4 終結状況	32
5 不服申立ての状況	33
第2節 命令・決定事件	35
1 命令・決定事件一覧	35
2 命令・決定事件の分類	37
3 命令・決定事件の概要	43

第3節	再審査事件の概況	61
1	再審査事件の係属状況	61
2	再審査事件の終結状況	61
第4節	行政訴訟事件の概況	68
1	行政訴訟事件の係属状況	68
2	緊急命令申立事件	68
3	確定命令不履行通知	68
第3章	労働組合の資格審査等	71
第1節	労働組合の資格審査の概況	71
1	取扱概況	71
2	新規係属状況	71
3	終結状況	72
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	72
第3節	認定告示	72
第4章	組織・運営	74
第1節	組織	74
1	委員会	74
2	事務局	74
第2節	運営	75
1	内部会議	75
2	連絡協議会及び連絡会議	76

## 第2部 資料

### <統計表>

#### 1 労働争議の調整

第1表	調整事件取扱件数	82
第2表	都道府県労委対比新規件数	82
第3表	1件当たり対象労働組合員数	83
第4表	調整開始事由別件数	84
第5表	加盟上部団体有無別件数	84
第6表	加盟上部団体系統別件数	85
第7表	組合・企業の所在地別件数	86
第8表	別組合有無別件数	86
第9表	従業員規模別件数	87
第10表	組合員規模別件数	87
第11表	産業別件数	88
第12-1表	製造業内訳	90
第12-2表	サービス業内訳	91
第13表	調整事項別内訳	92
第14表	団交促進の内訳	93
第15表	あっせん員構成別件数	94
第16表	終結区分別平均所要日数	94
第17表	解決事件・案提示有無別件数	95
第18表	取下理由別件数	95
第19表	打切理由別件数	96
第20表	実情調査取扱件数	97
第21表	実情調査・業種別開始件数	97

#### 2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	98
第23表	都道府県労委対比新規件数	100
第24表	申立人別件数	100
第25表	企業の所在地別件数	101

第26表	従業員規模別件数	101
第27表	別組合有無別件数	102
第28表	加盟上部団体有無別件数	102
第29表	加盟上部団体系統別件数	103
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	104
第31表	産業別件数	106
第32-1表	製造業内訳	108
第32-2表	サービス業内訳	109
第33表	審査等実施回数	110
第34表	終結事件・審査状況	110
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	111
第36表	終結事件・証人数別件数	112
第37-1表	終結区分別平均所要日数	113
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	113
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	114
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	115

### 3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	116
第40表	都道府県労委対比新規件数	116
第41表	係属事由別新規件数	117
第42表	係属事由別終結件数	118
第43表	係属事由別平均所要日数	118

### 4 相談

第44表	相談件数	119
------	------	-----

### <名簿>

第45期東京都労働委員会委員名簿	123
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	126

## 凡 例

- 1 この年報で、何年とあるのは歴年間(1月から12月まで)を示す。
- 2 数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
- 3 統計表の表体に用いる記号は、次のとおりである。
  - ……………皆無又は該当数値なし
  - r ……………訂正值
- 4 この年報のうち、「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- 5 第2部「資料」の統計表のうち、[ ]内の数値は、構成比を表す。
- 6 この年報中の産業分類は、日本標準産業分類 第13回改定(平成25年10月)による。



## はじめに

### 1 労働をめぐる情勢

令和4年の日本経済は、オミクロン株によるコロナウイルスの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻などによる経済活動の停滞により、引き続き厳しい状況が続いた。

一方、雇用情勢についてみると、4年の全国の年平均完全失業率は2.6%で、前年から0.2ポイント減少した。また、全国の年平均完全失業者数は前年比16万人減の179万人であり、3年ぶりの減少となった。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比10万人減の46万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年比7万人減の29万人であった。

また、4年の全国の年平均就業者数は前年比10万人増の6,723万人であり、2年連続の増加となった。このうち、雇用者（役員を除く）5,699万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比1万人増の3,597万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比26万人増の2,101万人であった。雇用者（役員を除く）に占める非正規従業員の割合は年平均で36.9%となり、前年から0.2ポイント増加した。

### 2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、4年6月30日現在でそれぞれ6,559組合（前年比24組合減）、241万4,345人（同52,534人増）で、組合数は21年連続の減少、組合員数は再び増加となった。

また、労働組合の推定組織率（雇用者数に占める組合員数の割合）は、25.3%で、前年に比べて、0.3ポイント増加した。なお、全国での推定組織率は16.5%で、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「卸売業、小売業」が34万9,565人（都内組合員数の14.5%）と最も多く、以下、「製造業」の34万5,877人（同14.3%）、「金融業、保険業」の27万7,164人（同11.5%）と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から6万6,499人増加

して50万9,002人（都内組合員数の21.1%）となった。

### **3 当委員会における取扱事件の動向**

4年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年に比べ17件減少して77件であり、新規係属件数は、前年を33件下回り50件となった。また、不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ8件減少して441件であり、新規係属件数は、前年を16件下回り83件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では86.0%、新規審査事件では72.3%を占めている。

#### **出典**

労働力調査(基本集計)2022年(令和4年)平均(速報)結果(総務省)  
令和4年(2022年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)  
令和4年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

# 取扱件数一覧表

## (1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	最終件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	最終件数
昭和 21		—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22		4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11)	19	138	(11) 157	(11) 146				
24		11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1)	11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1)	9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1)	6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1)	2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29		3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1)	3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31		6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32		7	116	123	120	0	12	12	12
33		3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34		3	101	104	103	0	26	26	26
35		1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36		2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37		2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38		7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39		4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2)	9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41		5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42		5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1)	13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44		9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45		24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46		18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47		9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48		15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49		9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50		15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51		20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52		32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1)	37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54		32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55		39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
56		35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

## 昭和57年～平成29年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終 結 件 数
昭和	57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
	58	47	142	189	143	263	306	569	332
	59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
	60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
	61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
	62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
	63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成	元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
	2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
	3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
	4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
	5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
	6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
	7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
	8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
	9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
	10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
	11	46	212	258	218	94	202	296	186
	12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
	13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
	14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
	15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
	16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
	17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
	18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
	19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
	20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
	21	37	209	246	186	33	145	178	136
	22	60	153	213	178	42	125	167	129
	23	35	147	182	135	38	112	150	116
	24	47	124	171	146	34	112	146	110
	25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
	26	34	86	120	110	58	115	173	119
	27	10	87	97	81	54	109	163	115
	28	16	87	103	87	48	112	160	109
	29	16	73	89	66	51	114	165	115

平成30年～令和4年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成	30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和	元	21	48	69	53	47	92	139	97
	2	16	56	72	61	42	85	127	88
	3	11	(1) 83	94	67	39	90	129	98
	4	27	50	77	61	31	76	107	74
		⑦(186) <b>9,175</b>		⑦(186) <b>9,159</b>		<b>11,372</b>		<b>11,339</b>	

(注) ( )内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

## (2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 21		—	13	13	6				
22		7	48	55	47				
23		8	90	98	78	—	9	9	6
24		20	62	82	61	3	107	110	77
25		21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
26		16	37	53	46	20	168	188	174
27		7	37	44	38	14	119	133	129
28		6	50	56	30	4	68	72	56
29		26	37	63	40	16	98	114	95
30		23	46	69	57	19	100	119	111
31		12	35	47	36	8	56	64	53
32		11	38	49	34	11	65	76	66
33		15	48	63	50	10	78	88	76
34		13	58	71	48	12	98	110	93
35		23	45	68	46	17	78	95	69
36		22	74	96	56	26	94	120	82
37		40	88	128	61	38	143	181	119
38		67	67	134	63	62	92	154	114
39		71	62	133	60	40	99	139	86
40		73	70	143	64	53	124	177	102
41		79	88	167	72	75	156	231	125
42		95	102	197	60	106	148	254	128
43		137	77	214	75	126	131	257	122
44		139	81	220	75	135	157	292	149
45		145	102	247	95	143	131	274	126
46		152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
47		171	143	314	94	150	255	405	167
48		220	104	324	93	238	181	419	164
49		231	131	362	76	255	204	459	147
50		286	141	427	140	312	286	598	238
51		287	129	416	107	360	223	583	215
52		309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
53		<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
54		<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
55		<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
56		336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成29年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和	57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
	58	407	119	526	118	524	213	737	248
	59	408	91	499	99	489	161	650	185
	60	400	116	516	118	465	200	665	178
	61	398	107	505	82	487	205	692	162
	62	423	108	531	98	530	233	763	178
	63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成	元	404	76	480	89	494	111	605	173
	2	391	68	459	84	432	97	529	136
	3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
	4	386	81	467	164	406	127	533	119
	5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
	6	286	101	387	57	345	156	501	94
	7	330	87	417	55	407	157	564	115
	8	362	98	460	67	449	153	602	107
	9	393	77	470	145	495	137	632	164
	10	325	100	425	85	468	153	621	111
	11	340	114	454	71	510	195	705	154
	12	383	124	507	111	551	165	716	175
	13	396	96	492	105	541	162	703	206
	14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
	15	404	115	519	96	491	186	677	172
	16	423	85	508	102	505	145	650	192
	17	406	102	508	138	458	138	596	273
	18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
	19	362	100	462	193	259	154	413	208
	20	269	92	361	94	205	134	339	171
	21	267	119	386	85	168	178	346	136
	22	301	125	426	94	210	172	382	136
	23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
	24	327	103	430	121	249	161	410	182
	25	309	118	427	112	228	157	385	166
	26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
	27	323	117	440	139	230	155	385	194
	28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
	29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年～令和4年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成 30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和 元	317	95	412	99	204	132	336	143
2	313	116	429	79	193	163	356	107
3	350	99	449	[2] 91	249	147	396	r130
4	358	83	441	75	266	100	366	102
<1>				[23]<1>	<b>11,394</b>			<b>11,130</b>
<b>7073</b>				<b>6707</b>				

注) < >内数字は審査再開件数で内数、[ ]内数字は一部分離命令件数で外数。

# 第 1 部 概 況

第1部  
概況

# 第1章 労働争議の調整

## 第1節 労働争議の調整の概況

### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和4年中に取り扱った労働争議調整事件は77件で、このうち前年から繰り越された事件が27件、新規係属事件が50件であった(資料<統計表>第1表)。

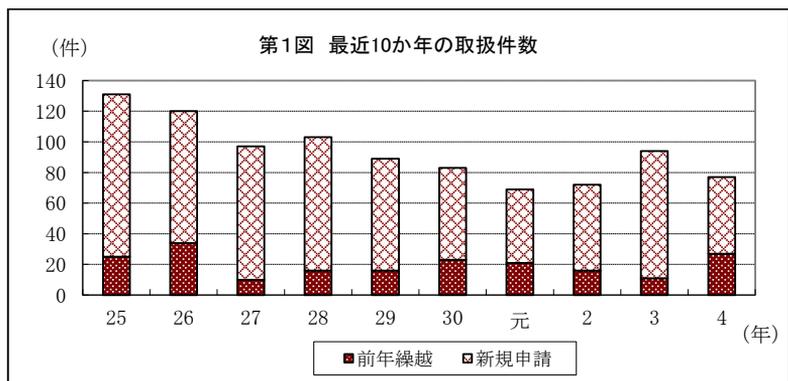
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は17件、新規係属件数は33件減少した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年は再び減少した(第1図)。

なお、令和4年の新規係属事件50件のうち合同労組関係事件は43件で、86.0%を占めている。



## 2 新規係属状況

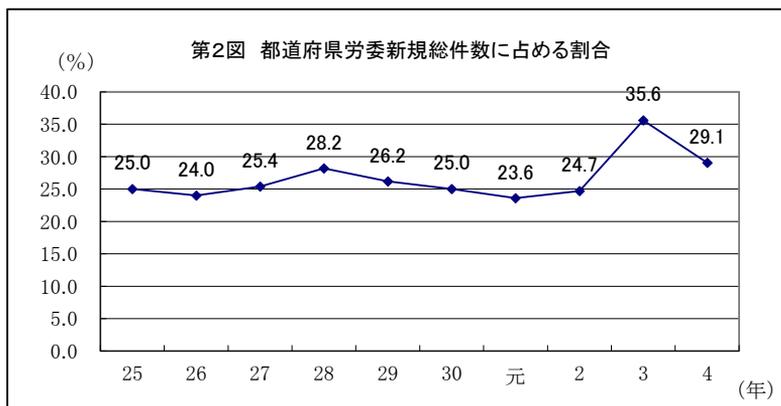
### (1) 調整区分別の状況

令和4年の新規係属件数50件はすべてあっせん事件であり、仲裁事件はなかった（資料＜統計表＞第1表）。

### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和4年の全国都道府県労委の新規総件数は172件で、前年より61件減少している。

当委員会に係属した新規件数50件を全国比で見ると29.1%で、前年（35.6%）より減少した（第2図、資料＜統計表＞第2表）。



### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が44件（構成比（以下同じ）88.0%）と多く、「使用者申請」は6件（12.0%）、「労使双方申請」は0件であった（資料＜統計表＞第4表）。

### (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは41件（82.0%）、加盟していないものは9件（18.0%）である（資料＜統計表＞第5表）。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系14件（33.3%）、全労連系11件（26.2%）、全労協を含むその他17件（40.5%）であった（資料＜統計表＞第6表）。

**(5) 従業員規模別係属状況**

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が32件（64.0%）で、このうち49人以下の企業に係るものは23件（46.0%）である（資料＜統計表＞第9表）。

**(6) 産業別係属状況**

産業別にみると、「学術研究・専門サービス業」が8件（16.0%）で最も多く、以下「サービス業」が7件（14.0%）と続いている（資料＜統計表＞第11表）。

**(7) 調整事項別係属状況**

調整事項をみると、「団交促進」が37件で最も多く、次いで「解雇」が16件、「その他賃金に関するもの」が10件となっている（資料＜統計表＞第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が11件で最も多くなっている（資料＜統計表＞第14表）。

**(8) あっせん員の構成**

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が34件（68.0%）、「公・労・使委員三者構成」が16件（32.0%）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料＜統計表＞第15表）。

### 3 終結状況

**(1) 終結件数・終結率**

令和4年の取扱件数77件のうち、61件が終結した。終結率は79.2%で、前年より7.9ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

**(2) 終結区分**

終結区分別にみると、「解決」32件、「取下」5件、「打切」23件、「移管」1件となっている（資料＜統計表＞第1表）。

(3) **解決率**

解決率は58.2%で、前年より4.0ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した32件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている（資料＜統計表＞第17表）。

(5) **申請取下の理由**

取下5件のうち、「調整拒否」が3件（60.0%）などとなっている（資料＜統計表＞第18表）。

(6) **調整打切の理由**

打切23件については、「調整拒否」が14件（60.9%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が9件（39.1%）となっている（資料＜統計表＞第19表）。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は11日で、最長は358日であった。

(イ) 取下事件 最短は30日で、最長は119日であった。

(ウ) 打切事件 最短は9日で、最長は425日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は113.1日で、前年より23.5日長くなった（資料＜統計表＞第16表）。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数 \ 終結区分	総数	解決	取下	打切	不調	裁定
総数	61	32	5	23	-	-
9日以内	5	-	-	5	-	-
10日～19日	6	1	-	5	-	-
20日～29日	3	2	-	1	-	-
30日～59日	11	4	3	4	-	-
60日～89日	8	5	1	2	-	-
90日～179日	11	7	1	3	-	-
180日以上	16	13	-	3	-	-

※総数61件には、内訳に記載されているもののほか、神奈川県労働委員会に移管されたものが1件含まれている。

## 第2節 争議実情調査

### (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和4年の取扱件数は107件で、そのうち前年からの繰越件数は31件、新規調査開始事件は76件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

### (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は22件減少し、新規調査開始件数は14件減少した（資料＜統計表＞第20表）。

### (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件76件を業種別にみると、「医療業」が56件、「廃棄物処理業」が17件、「運輸・通信業」が3件となっている（資料〈統計表〉第21表）。

**(4) 終結状況**

取扱件数107件のうち、74件が終結し、実情調査中に争議が解決したものは72件、打切が1件、移行が1件あった（資料〈統計表〉第20表）。

## 第2章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為の審査の概況

#### 1 取扱概況

##### (1) 取扱件数

令和4年中に取り扱った不当労働行為事件は441件で、このうち前年からの繰越事件が358件、新規係属事件が83件であった（資料〈統計表〉第22表）。

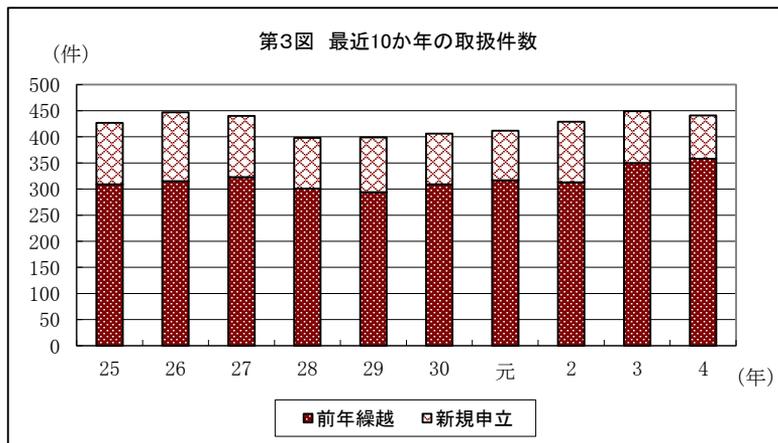
##### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は8件減少し、新規係属件数は16件減少した。

##### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は420件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和4年の新規係属事件83件のうち、合同労組関連事件数は60件で、72.3%を占めている。

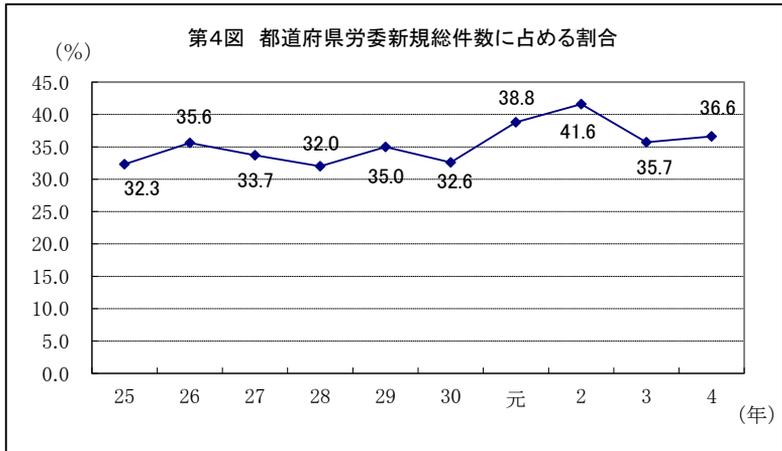


## 2 新規係属状況

### (1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和4年の全国都道府県労委の新規係属総件数は227件であった。

当委員会の新規係属件数83件を全国比で見ると、36.6%となっている（第4図、資料＜統計表＞第23表）。



### (2) 申立人

#### ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が68件（81.9%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が8件（9.6%）となっている（資料＜統計表＞第24表）。

#### イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て81件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが58件（71.6%）、加盟していないものが23件（28.4%）となっている（資料＜統計表＞第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系35件（60.3%）、全労連系10件（17.2%）、全労協系を含むその他13件（22.4%）となっている。（資料＜統計表＞第29表）。

### (3) 別組合の併存状況

組合申立て81件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」16件（19.8%）、「無（不明を含む）」65件（80.2%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

#### (4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件・・・4件  
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件  
派遣先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・2件  
出向先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・1件  
合併先とする会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・1件

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が21件（25.3%）で最も多く、次いで、「1000人以上」が20件（24.1%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては40件（48.2%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「製造業」、「教育・学習支援業」及び「サービス業」が11件（13.3%）と最多で、「卸売・小売業」及び「医療・福祉」が9件（10.8%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

#### (7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が67件（80.7%）で最も多く、次いで「3号に該当」が32件（38.6%）、「1号に該当」が31件（37.3%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

#### (8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件83件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が8件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

### 3 審査状況

#### (1) 審問等実施状況

令和4年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」695回、「審問」37回、「和解」1回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」228回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

#### (2) 当事者の追加

令和4年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は4件であった。

#### (3) 申立ての承継

令和4年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

#### (4) 公益委員の除斥・忌避

令和4年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は3件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

#### (5) 審査の実効確保の措置申立て

##### ア 申立状況

令和4年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが15件あり、うち労働者側からの申立てが14件、使用者側からの申立てが1件であった。

##### イ 措置

上記申立てについて、令和5年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが4件、口頭による要望を行ったものが4件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
1	2不40	4.2.16	使	<p>組合は、命令が出るまでの間、自ら又は組合員、支援者等の第三者をして以下1ないし3の行為によって会社の業務を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。</p> <p>① 東京都「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」第3条の「暴騒音」により、会社に関する街宣活動を行うこと。</p> <p>② 会社の取引先において、会社との取引をやめるよう演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p> <p>③ 会社が実施している警備業務に問題がないにもかかわらず、あたかも会社が実施している警備業務に問題があり、会社が提供する警備業では施設利用者の安全を守ることができないとの印象を第三者に対して与える演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p>
		-		4年8月24日、本案が終結した（一部救済）。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
2	3 不 22	4. 2. 24	労	組合員 X に対して勤務時間の不利益変更や懲戒解雇を含む懲戒処分をしてはならない。
		4. 3. 10		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
3	31 不 21	4. 2. 28	労	3 年 9 月 27 日、被申立人が組合員 X に対してなした懲戒処分（4 年 4 月からの定期昇給停止を含む）を撤回すること。
		4. 4. 14		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
4	4 不 13	4. 3. 23	労	① 会社及び同社代表取締役は、組合員 X に対して、会社名入りの封筒を自宅に直接投函したり、郵送したりしないこと。 ② 組合員 X に係る日報の改変や現状の変更を行わないこと。
		-		4 年 10 月 14 日、本案が終結した（関与和解）。
5	4 不 13	4. 4. 25	労	① 組合員 X の東京工場における業務を警備・誘導業務から元の出荷・ピッキング業務に直ちに転換すること。 ② 組合員 X の業務内容等を変更する場合は、申立人らと協議の上決定すること。
		4. 6. 9		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
6	4 不 32	4. 6. 6	労	和解成立又は命令発出までの間、4年4月28日に行った「平成25年8月30日付協定書」解約予約通知を強行しないこと。
		4. 8. 2		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
7	4 不 43	4. 7. 27	労	団体交渉の申入れを無視し、組合との団体交渉の前に開催する臨時総会の採決をもって、組合の要求を拒否しないこと。
		4. 10. 27		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
8	4 不 37	4. 8. 26	労	① 5年3月末で雇止め予定の研究系職員に対して行った、研究に必要な資産・設備等の整理・撤去の指示を撤回すること。 ② 上記の指示をしていないのであれば、その旨を公表・周知すること。
		4. 9. 20		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
9	4 不 37	4. 8. 26	労	通算契約期間の10年上限撤廃の今年度実施に向けて、組合らと協議すること。上記の協議をしない場合は、今年度末に10年上限による雇止めをしないこと。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
10	4 不 56	4. 9. 26	労	<p>① 4年10月1日から実施予定の、職務等級制度の見直し及びそれに伴う給料表の見直しを行わないこと。</p> <p>② 4年10月1日から実施予定の、役員手当の再編を行わないこと。</p>
11	4 不 52	4. 9. 28	労	<p>① 組合員Xに対して、解雇及び配転命令といった人事に関連する意思表示を行わないこと。</p> <p>② 組合員Xに対して、他の労働者と異なる労働条件を科し、差別的取扱いを一切行わないこと。</p> <p>③ 組合員Xに対して、直接交渉や強迫をせず、労働条件に係る全ての事案について、必ず組合を通すこと。</p>
12	4 不 43	4. 10. 4	労	組合からの団体交渉の要求事項を無視し、団体交渉の開始前に組合員Xに対して懲戒解雇をしないこと。
		4. 10. 27		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
13	4不5	4.10.5	労	① 本案の審査手続中に、組合らに対する不当な妨害や組合活動を委縮させる行為を行わないとともに、団体交渉に誠実に応ずること。 ② 組合員に対して、いかなる不当労働行為も行わないこと。
14	4不60	4.10.21	労	組合員Xの定年後の再雇用条件についての交渉が妥結に至るまで組合員Xを定年前と同じ処遇で雇用継続すること。
		5.10.28		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
15	4不49	4.11.30	労	本件につき委員会が命令を出すまでの間、申立人の組合員Xに対して4年10月20日に行った、被申立人Y1が被申立人Y2を介して組合員に発注してきた仕事の打ち切りを撤回し、従前どおりの発注を行わなければならない。

#### (6) 物件提出命令

令和4年に物件提出命令の申立てがされた事件は10件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

前年から繰り越された事件は3件であり、うち2件は命令の必要がないと判断され終結し、1件は令和4年12月末現在係属中である。

#### (7) 証人等出頭命令

令和4年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

## (8) 審査の期間の目標達成状況

### ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。  
なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年と  
していた。）。

### イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,613件のうち、令和4  
年12月末までに終結した事件は1,374件であり、このうち1年6  
か月以内で終結したものは927件であった。また、終結事件1,374  
件に係る平均処理日数は451.4日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規 申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・ 決定		うち1年 6か月 経過	
		取下	和解	計				
件数(件)	1,613	212	873	1085	289	1,374	239	132
平均処理 日数(日)	—	349.6	344.2	345.3	849.7	451.4	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・ 決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	81	309	390	0	390
6か月超～1年以内	46	261	307	8	315
1年超～1年6か月以内	45	141	186	36	222
1年6か月以内計	172	711	883	44	927
1年6か月超	40	162	202	245	447

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和4年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

#### 4 終結状況

##### (1) 終結件数・終結率

令和4年の取扱件数441件のうち、75件が終結した。終結件数は前年に比べて16件減少した（資料<統計表>第22表）。

##### (2) 終結区分

終結した75件について、終結区分をみると、命令・決定件数は18件となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」8件、「棄却」5件、「却下」1件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」31件、「無関与和解」13件、「取下」13件となっている（資料<統計表>第22表）。

##### (3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

日数 \ 終結区分	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	75	4	8	5	1	31	13	13
49日以内	1	-	-	-	-	-	1	-
50～99日	2	-	-	-	-	-	2	-
100～299日	19	-	-	-	-	12	4	3
300～499日	9	-	-	-	-	6	-	3
500～699日	17	1	1	-	1	6	3	5
700～999日	11	2	2	2	-	2	2	1
1000～1499日	12	1	4	1	-	4	1	1
1500日以上	4	-	1	2	-	1	-	-

#### イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和4年の終結事件に係る平均所要日数は、642.0日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		642.0	17	1,954	75
全部救済		927.5	630	1,254	4
一部救済		1059.5	510	1,701	8
棄却		1221.0	724	1,817	5
却下		670.0	670	670	1
関与和解		555.1	111	1,954	31
無関与和解		405.5	17	1,118	13
取下		516.3	129	1,029	13

## 5 不服申立ての状況

令和4年中に当委員会が発した命令・決定書数は16本であった。なお、命令・決定による終結事件数は18件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和5年1月末現在12本となっており、命令・決定に対する不服申立率は75.0%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	16
不服申立数	14
再審査申立て	12
労働者側	4
使用者側	6
双方	2
行政訴訟提起	2
労働者側	0
使用者側	2
不服申立率	75.0

(注)不服申立率＝(再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数)÷(命令・決定書総本数)

## 第2節 命令・決定事件

### 1 命令・決定事件一覧

令和4年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

#### 第8表 命令・決定事件一覧

※不服等については、5年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	T事件	30不77	H30.10.19	R4.1.18	2・3 一部救済	確定
2	T事件	2不52	R2.6.9	R4.2.28	2 全部救済	再審査(使)
3	N事件	30不69	H30.10.1	R4.3.7	2・3 全部救済	再審査(使)
4	S事件	30不41	H30.5.31	R4.3.24	2・3 一部救済	再審査(双方)
5	D事件	元不42	R1.5.29	R4.3.30	3 一部救済	再審査(双方)
6	U事件	29不31	H29.4.24	R4.4.14	1・3 棄却	再審査(労)
		30不10	H30.2.8			
7	N事件	2不43	R2.5.8	R4.5.9	1・3 一部救済	再審査(使)
8	O事件	元不54	R1.7.5	R4.5.26	1・2・3 一部救済	再審査(使)
9	T事件	2不55	R2.6.16	R4.6.9	2 棄却	再審査(労)
10	E事件	31不15	H31.2.15	R4.7.8	1・2・3 棄却	未確定
11	T事件	2不40	R2.4.20	R4.8.24	1・2・3 一部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
		3不27	R3.4.2			

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
12	T事件	2不104	R2.11.26	R4.9.26	2 却下	未確定
13	S事件	2不74	R2.8.14	R4.10.20	1・2・3 棄却	未確定
14	U事件	2不24	R2.3.16	R4.11.25	2 全部救済	再審査(使)
15	A事件	30不31	H30.4.12	R4.12.7	1・3 一部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
16	Y事件	2不77	R2.8.19	R4.12.7	2・3 全部救済	再審査(使)

## 2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【 】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

### 1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

#### (1) 不利益取扱い

##### ア 解雇・雇止め等

〈普通解雇〉

・ E事件【10】

・ S事件【13】

・ A事件【15】

〈整理解雇〉

・ U事件【6】

〈不採用〉

・ N事件【7】

##### イ 賃金等

〈降給〉

・ A事件【15】

〈資格手当等の不支給〉

・ E事件【10】

〈手当の支給率を低くしたこと〉

・ U事件【6】

##### ウ 配転・業務割当

〈配転〉

・ A事件【15】

〈時短勤務終了〉

・ A事件【15】

##### エ その他

〈降格〉

・ A事件【15】

〈退職勧奨〉

・ T事件【11】

(2) 団体交渉拒否

ア 団体交渉拒否の理由

〈労働者性〉

- ・ U事件【14】

〈組合大会決議の不存在確認等を求める民事訴訟の係属〉

- ・ Y事件【16】

〈開催場所・開催時刻〉

- ・ T事件【1】

〈交渉事項〉

- ・ T事件【2】

〈使用者性〉

- ・ T事件【9】

〈無断撮影、無断アップロード〉

- ・ T事件【11】

〈会計年度任用職員に労組法の適用がないこと〉

- ・ T事件【12】

イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

- ・ T事件【1】

- ・ T事件【2】

- ・ N事件【3】

- ・ S事件【4】

- ・ E事件【10】

- ・ S事件【13】

(3) 支配介入

ア 反組合的言動

〈脱退勧奨発言〉

- ・ A事件【15】

〈組合を批判する文書の配付等〉

- ・ O事件【8】

- ・ T事件【11】  
〈組合活動等に係る発言〉
- ・ T事件【1】  
〈面談等での発言〉
- ・ D事件【5】  
〈組合郵便物の取次ぎ拒否〉
- ・ N事件【3】  
〈組合加入等の確認〉
- ・ N事件【3】
- イ 人事権の行使  
〈授業コマ数の減少〉
- ・ S事件【4】  
〈個別面談・退職勧奨〉
- ・ T事件【11】  
〈普通解雇〉
- ・ E事件【10】  
〈整理解雇〉
- ・ U事件【6】  
〈資格手当等の不支給〉
- ・ E事件【10】
- ウ 団体交渉に係る会社の対応  
〈使用者の交渉態度・説明内容〉
- ・ E事件【10】  
〈団体交渉の拒否〉
- ・ Y事件【16】
- エ その他  
〈手当の支給率を低くしたこと〉
- ・ U事件【6】  
〈ストライキの際の注意・措置〉
- ・ O事件【8】

〈組合員への個別交渉・面談〉

・ D 事件【 5】

〈組合員への文書等の交付〉

・ T 事件【 1】

〈事業部門閉鎖の通知〉

・ S 事件【 4】

〈組合員名簿の開示要求〉

・ D 事件【 5】

## 2 不当労働行為の要件・救済手続

### (1) 当事者適格等

#### ア 申立人適格

〈申立人の組合資格〉

・ T 事件【 2】

・ Y 事件【16】

〈労働者性〉

・ D 事件【 5】

・ U 事件【14】

〈会計年度任用職員〉

・ T 事件【12】

#### イ 使用者性

〈業務委託元〉

・ T 事件【 9】

〈業務委託先〉

・ U 事件【14】

〈原賠法上の賠償責任〉

・ T 事件【 9】

### (2) 救済利益

〈団体交渉を実施する利益の不存在〉

・ Y 事件【16】

- (3) 却下事由  
〈会計年度任用職員に労組法の適用がない〉  
・ T事件【12】

### 3 救済命令

- (1) 不利益取扱いの救済  
〈文書の交付及び掲示〉  
・ A事件【15】  
〈採用したものとして取り扱うこと〉  
・ N事件【7】  
〈普通解雇をなかったものとして取り扱うこと及び原職復帰〉  
・ A事件【15】
- (2) 団体交渉拒否の救済
- ア 団体交渉応諾
- ・ T事件【1】
  - ・ T事件【2】
  - ・ N事件【3】
  - ・ U事件【14】
  - ・ Y事件【16】
- イ 誠実な団体交渉
- ・ T事件【2】
  - ・ N事件【3】
  - ・ O事件【8】
  - ・ T事件【11】
- (3) 支配介入の救済
- ア 反組合的言動の禁止
- ・ O事件【8】
  - ・ T事件【11】
- イ 文書交付又は掲示のみ
- ・ T事件【1】

- ・ S 事件【 4】
- ・ D 事件【 5】
- ウ 文書交付及び掲示
  - ・ A 事件【15】
- エ その他
  - 〈組合加入等の確認の禁止〉
    - ・ N 事件【 3】
  - 〈組合郵便物の取次ぎ〉
    - ・ N 事件【 3】
  - 〈団体交渉応諾〉
    - ・ Y 事件【16】
- (4) 文書交付・掲示
  - ア 文書交付
    - ・ T 事件【 1】
    - ・ N 事件【 3】
    - ・ S 事件【 4】
    - ・ D 事件【 5】
    - ・ E 事件【10】
  - イ 文書交付及び掲示
    - ・ N 事件【 7】
    - ・ O 事件【 8】
    - ・ U 事件【14】
    - ・ A 事件【15】

### 3 命令・決定事件の概要

#### 1 T事件（30不77、4.1.18終結、一部救済）

##### (1) 事件の概要

本件は、①団体交渉申入れに対する弁護士Yの対応、②Yによる平成30年6月27日の言動、③6月29日の団体交渉におけるYの対応、④Yの組合に対する7月30日の文書通知が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

##### (2) 主文の要旨

ア Yは、組合が団体交渉を申し入れたときは、開始時間や開催場所に固執せず、速やかに応じなければならない。

イ 文書交付

ウ 履行報告

エ その他申立ての棄却

##### (3) 判断の要旨

ア 本件団体交渉申入れに対して何ら回答せず、組合から回答を催促された後に、特に理由を示すことなく更に1か月以上先を開催可能期日とし、団体交渉の開催を先延ばしにしたYの対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

イ 団体交渉の開催がようやく確定した状況下において、開催2日前に、YがXに対し、書類ができていないなら団体交渉をキャンセルする旨発言したことは、発言の時期、内容及び態様からして支配介入に当たる。

ウ Yが不誠実な交渉態度であったことを認めるに足りる組合からの具体的な疎明がなく、Yの対応が不誠実な団体交渉に当たるとはいえない。

エ YがXに対し、夏期賞与について新しい解決方法がないうちは協議するつもりがないと通知したことは、組合が団体交渉を行うことを抑制し、否定するものであり、また、時間の無駄となるので年中行事のような同じ繰返しをしないよう求めたことは、賞与について協議するという組合活動を非難するものであり、支配介入に当たる。

## 2 T事件（2不52、4.2.28終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

法人は、組合らが団体交渉を申し入れたときは、録音を認めないという条件に固執することなく、誠実に応じなければならない。

### (3) 判断の要旨

#### ア 団体交渉における録音の承継等について

組合らと法人とは、法人が大学の設置者となる以前からの労使関係を踏まえて対応することが求められる関係にあるとみるのが相当であるから、組合が団体交渉の録音を求めたことには相応の理由があり、法人が録音を認めない場合には、団体交渉において一般論を超えた録音を拒否する具体的な必要性を説明するなどの誠実な対応が求められる。

#### イ 本件団体交渉申入れ以前の団体交渉について

組合が、録音を必要とする相応の根拠を説明し、録音データ流出について具体的な方策を提案して法人の懸念の払拭に努めたのに対し、法人は、一般的抽象的な不安を繰り返し述べるだけで、録音を拒否し続けていたのであるから、録音について合意に達しなかった主な原因は法人側にあったといわざるを得ない。

#### ウ 本件団体交渉申入れに対する法人の対応について

本件団体交渉申入れに係る団体交渉が開催できなかったのは、これまでの団体交渉において一般論を超えた具体的な理由を示さずに録音を拒否していた法人が、同様の対応を繰り返す意向を示すことにより、実質的に団体交渉の開催を拒否したためであるということができ、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

### 3 N事件（30不69、4.3.7終結、全部救済）

#### (1) 事件の概要

本件は、①法人が平成30年2月21日に、組合員2名を含む新入職員7名に対し、組合加入の事実関係等について確認したこと、②組合が31年3月29日及び令和元年6月5日に養成所に送付した養成所職員宛ての郵便物に対する法人の対応、③平成29年11月30日、30年3月7日、6月6日、11月13日、31年2月13日及び令和元年5月14日に行われた団体交渉における法人の対応が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

#### (2) 主文の要旨

ア 組合がベースアップ、定期昇給、賞与、手当等に関する団体交渉を申し入れたときは、財務資料を提示するなどして回答の根拠を具体的に説明し、誠実に応ずること。

イ 組合が業績に応じて支給される一時金に関する団体交渉を申し入れたときは、義務的団体交渉事項に当たらないとして拒否してはならず、誠実に応ずること。

ウ 組合の組合員に対して組合加入の経緯等を確認したり、職員に対して同組合への加入意思の有無を確認したりするなどして組合の組織・運営に支配介入しないこと。

エ 組合が養成所の職員に宛てて郵便物を送付したときは、内容を確認して組合活動に関するものであれば取り次がないとの対応を執らないこと。

オ 文書交付

カ 履行報告

#### (3) 判断の要旨

ア 法人が、組合員2名を含む新入職員7名に対し、組合加入の事実関係等について確認したことは、新入職員に対して、法人が職員の組合加入を注視していることを意識させ、組合加入をちゅうちょさせるものであったことから、組合の組織運営に対して干渉する行為といえ、組合の組織・運営に対する支配介入に当たる。

イ 法人は、組合からの郵便物について、内容を確認して組合活動に関するものであれば取り次がないという、他の業務外の郵便物とは異なる特別の対応を執っており、これは、組合活動の制約を企図したものとみざるを得ないから、組合が平成31年3月及び令和元年6月に送付した郵便物に対する法人の対応は、組合の組織ないし運営に対する支配介入に当たる。

ウ 平成29年11月30日、30年3月7日、6月6日、11月13日、31年2月13日及び令和元年5月14日に行われた団体交渉における法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

#### 4 S事件（30不41、4.3.24終結、一部救済）

##### (1) 事件の概要

本件は、①会社が、法人語学研修事業部門の閉鎖を平成29年12月4日に組合らが抗議するまで、組合らに通知しなかったこと、②本件団体交渉における会社の対応、③会社が、30年3月5日及び同月7日に予定されていたX1のレベルチェック業務を非組合員の教員に交代したこと、同月15日に予定されていたX2の授業をキャンセルしたこと及び同月16日以降に予定されていたX3の授業をキャンセルしたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

##### (2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ 履行報告

ウ その他申立ての棄却

##### (3) 判断の要旨

ア 会社は、法人語学研修事業部門の閉鎖を伴う本件事業譲渡について、従業員である組合員に通知する前又は同時期に組合に通知することが労使関係上求められる状況にあったが、会社は、本件事業譲渡を従業員らに通知しながら組合らには抗議を受けるまで通知しなかったのであるから、会社の対応は、組合らの存在を軽視したものであったといわざるを得ない。したがって、

- 会社が、法人語学研修事業部門を平成30年3月31日に閉鎖することを、29年12月4日に組合らが抗議するまで、組合らに通知しなかったことは、組合らの運営に対する支配介入に当たる。
- イ 本件団体交渉における会社の対応は、話し合いによる解決を目指して一定の努力をしているから、不誠実な団体交渉ないし組合の運営に対する支配介入に当たらない。
- ウ 会社が、組合員2名の業務ないし授業について他の講師に交代し、また、組合員1名の授業を中止にしたことは、当時の状況からやむを得ない対応であったといえ、組合らの運営に対する干渉行為であったとまで認めることはできず、組合の運営に対する

## 5 D事件（元不42、4.3.30終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①業務委託審査員が、労組法上の労働者であり、②会社が、30年10月3日付け、23日付け、26日付け及び11月2日付けの書面で支部の組合員名簿の開示を求めたこと、③会社が、11月19日に懇談会を開催したこと及び支部の組合員らを含む業務委託審査員全員と個別面談を実施しようとしたこと、④Yが、12月20日にXに対し、支部の結成を容認しない趣旨の発言を行ったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ 履行報告

### (3) 判断の要旨

ア 業務委託審査員は労働組合法上の労働者に当たる。

イ 会社が、組合員名簿の開示を求めたことは、組合らの運営に対する支配介入に当たらない。

ウ 会社が、「業務委託審査員懇談会」を開催したことは、組合らの運営に対する支配介入には当たらない。また、会社が、組合員らを含む業務委託審査員全員に対して個別面談を実施しようとしたことは、組合らの運営に対する支配介入に当たらない。

エ 12月20日の会社の審査部長の発言は、組合らの存在を否定し、業務委託審査員の契約内容について組合らを通じて集团的に調整、決定することを否定して、組合らを通じてではない交渉の在り方を求めたものであるから、組合らの組織運営に対する支配介入に当たる。

## 6 U事件（29不31外1件、4.4.14終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、①X1及びX2を平成28年5月31日付けで解雇したこと、②X1及びX2に対して29年2月14日付けで支給したプロフィット・シェアについて、支給率を別組合の組合員より低くしたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

ア U社に吸収合併される前のU'社が成田ベース閉鎖を決定したことには、経営上の相応の根拠や理由があったということができ、また、本件解雇に当たり、組合員の雇用の維持も含めた相応の対応をしたことが認められる。そして、当時の労使関係、U'社の対応や組合の主張を考慮しても、U'社が組合を嫌悪し、組合の組合員を排除する目的で成田ベース閉鎖及び本件解雇を行ったということはできない。

イ 29年2月14日にU'社が支給したプロフィット・シェアの支給率は、グアムベース所属の別組合の組合員に対する支給率より低いものの、成田ベース所属であった者については、組合の組合員であるか否かにかかわらず一律であったといえる。

加えて、全体的に賃金体系が異なる成田ベース所属の者とグアムベース所属の者との間では、プロフィット・シェアの支給率の違いが直ちに組合間差別であるということとはできず、いわ

ゆる中立保持義務違反をうかがわせるような事情は認められず、団体交渉でのU'社の説明に問題があったとまではいえず、その後、組合がプロフィット・シェアの支給率に係る交渉等を求めた事情もうかがわれない。

ウ 以上のとおり、U'社が、X1及びX2を28年5月31日付けで解雇したこと、並びに両名に対して29年2月14日付けで支給したプロフィット・シェアについて、支給率を別組合の組合員より低くしたことは、いずれも労働組合法第7条の不当労働行為に該当しない。

## 7 N事件（2不43、4.5.9終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、S財団がX1及びX2の令和2年4月1日からの雇入れを拒否したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア S財団は、X1及びX2の採用試験の不採用をなかったものとし、同人らを2年4月1日付けで資料館の職員として採用したのものとして取り扱わなければならない。

イ 文書交付・掲示

ウ 履行報告

エ N財団に係る申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

ア S財団が、X1及びX2について、採用試験で不採用にすることで、2年4月1日からの資料館における雇入れを拒否したことは、従前の雇用関係のあるN財団との関係において同人らが組合員であること及び同人らの組合活動を理由とした不利益取扱いに当たる。

イ N財団に係る申立てを棄却する。

## 8 ○事件（元不54、4.5.26終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①会社が従業員に対し、本件文書を配布・閲覧させたこと、②会社部長が、X 1 に対し、本件ストライキの際に会社車両を社外のコインパーキングに駐車したことについて注意したこと、③会社が組合員 X 1 及び X 2 の駐車場所を変更したこと、④本件団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 従業員に対して労働組合を批判する内容が含まれた文書を配布することにより、組合の運営に支配介入しないこと。

イ 組合が X 1 及び X 2 の駐車場所変更を議題とする団体交渉を申し入れたときは、誠実に応ずること。

ウ 文書の交付及び掲示

エ 前項の履行報告

オ その余の申立ての棄却

### (3) 判断の要旨

ア 会社の文書配布は、従業員の組合に対するイメージを悪化させることで、組織拡大を企図していた組合の活動を抑制する効果を持つものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

イ 会社の総務部長が行った口頭注意は、業務上の遵守事項ないし就業規則上の義務に違反する行為に対する注意であって労務管理上必要かつ相当なものであるため、組合の運営に対する支配介入には当たらない。

ウ 会社による駐車場所の変更は、組合員の提起した訴訟における請求の拡張に対する対抗措置としてあえて行ったものであるといえ、組合活動を理由とする不利益な取扱いに当たるとともに、支配介入にも該当する。

エ 団体交渉における会社の対応は、組合との合意達成の可能性を模索する意思のないことを終始明確にした交渉態度といわざるを得ず、不誠実な団体交渉に当たる。

## 9 T事件（2不55、4.6.9終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、①T社が、組合の組合員Xとの関係で、労働組合法上の使用者に該当し、②組合による令和元年7月11日付けの団体交渉申入れに同社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

ア 原子力損害の賠償に関する法律上、T社が原子力損害に係る損害賠償責任を負うことをもって、直ちに、同社が、同社と雇用関係にない、原子力発電所での工事等に従事する作業員の使用者に当たると解することは困難である。また、T社は、被ばく労働管理を含む安全衛生対策などのXの基本的な労働条件等や、本件団体交渉申入れにおける要求事項であるXの危険手当等についても、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったということとはできないのであるから、T社が、組合の組合員であるXとの関係で、労組法上の使用者に該当するということとはできない。

イ 本件において、T社が組合員Xとの関係で労組法上の使用者に当たらないことから、前記(1)②については判断するまでもなく、本件団体交渉申入れにT社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否には該当しない。

## 10 E事件（31不15、4.7.8終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、①組合員Xが唎酒師の資格を取得した後、会社が同人に資格手当を支払わなかったこと、②会社が、平成30年版就業規則により、Xに職務手当及び皆勤手当を支払わなかったこと並びに資格手当を規定しなかったこと、③30年版就業規則、Xの一時

金及び賃上げについての団体交渉における会社の対応、④Xを解雇したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社がXに資格手当を支給しなかったのは、Xが唎酒師の資格取得を会社に伝えていなかったためであり、差別的な意図はないから、不利益取扱い及び支配介入に当たらない。

イ 会社が、各手当をXに支給しなかったなどの対応は、その経過において不自然な点はなく、他の従業員と同じ取扱いとしたものであるから、組合員を差別したものとはいえず、不利益取扱い及び支配介入に当たらない。

ウ 会社は、各議題において資料を提示しながら相応の説明をしているから、その対応は不誠実な団体交渉及び支配介入に当たらない。

エ Xの解雇については、会社にとってXとの雇用関係を継続し難い事情があったことが認められ、かつ、Xが組合員であることや組合弱体化の意図をもって会社が本件解雇を行ったと推認するに足りる事実が特に認められないから、不利益取扱い及び支配介入に当たらない。

## 11 T事件（2不40外1件、4.8.24終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、令和元年5月9日、Xに対して退職勧奨をしたこと、②会社が、令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付けで組合が申し入れた団体交渉に応じなかったこと、③会社による本件文書送付行為等が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 組合が団体交渉を申し入れたときは、団体交渉の開催条件に

固執することなく、誠実に応じること。

イ 組合の方針及び行動並びに同組合の組合員を非難する内容の文書を、会社の社屋に掲示する、又は、組合、組合の組合員、組合の組合員の就業先及び組合の上部団体に対して送付する等の方法によって、組合の運営に支配介入しないこと。

ウ 文書交付

エ 履行報告

オ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社が元年5月9日、Xに対して退職勧奨を行った事実が認められ、会社による退職勧奨の態様は、極めて問題であるといわざるを得ないが、かかる退職勧奨は、同人が組合員であることを理由として行われたものであるとまでは認められないことから、組合員であるが故の不利益取扱いには当たらず、また、組合の運営に対する支配介入にも当たらない。

イ 過去の団体交渉において、組合が団体交渉の様子の一部を無断撮影するとともにYouTube等に団体交渉の出席者の映像をアップロードした行為及びこれに対する組合の対応には責められるべき点がないとはいえないが、かかる組合の行為は会社において団体交渉を拒否する正当な理由とはならない。

ウ 会社による本件文書送付行為等は、一部のものを除き、組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められ、支配介入に当たる。

## 12 T事件（2不104、4.9.26終結、却下）

(1) 事件の概要

本件は、①組合らが、会計年度任用職員の労働条件等に係る本件団体交渉申入れについて、申立適格を有し、②東京都教育委員会が本件団体交渉申入れに応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(3) 判断の要旨

ア 本件団体交渉申入れの9項目の議題は、いずれも労働組合法の適用除外である会計年度任用職員であるALTに係るものであり、本件団体交渉申入れは、労働組合法上の保護すなわち不当労働行為救済制度の対象とはなり得ないから、本件団体交渉申入れに対する都教委の対応は不当労働行為に該当しないことが明らかである。

イ したがって、労働組合法が適用されない会計年度任用職員に係る事項を議題とした本件団体交渉申入れについて、組合らに不当労働行為救済の申立適格を認めることはできず、本件は、これを却下せざるを得ない。

ウ 労働組合法が適用されない会計年度任用職員に係る事項を議題とした本件団体交渉申入れについて、組合らの申立適格は認められないのであるから、組合らのその余の主張については、判断を要しない。

### 13 S事件（2不74、4.10.20終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社による組合員Xの解雇、②組合と会社とが行った、Xの解雇に係る4回の団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア Xの解雇当時、組合と会社との間が対立的な労使関係であったということはできず、また、会社が、組合員としてのXの存在やその活動を敵視していたといえるほどの状況にあったということもできないところ、会社が、Xの荷物崩し及び足蹴等行為を問題視して本件解雇の判断をしたことには、それ相応の理由があり、そのほかにXが組合員であることを理由として本件解

雇を行ったと認めるに足りる事情は特にうかがわれないことから、会社による本件解雇は、Xが組合の組合員であるが故の不利益取扱いには該当しないし、組合の運営に対する支配介入にも該当しない。

イ Xの解雇に係る4回の団体交渉においては、解雇の直接の理由である荷物崩し及び足蹴等行為だけでなく、Xの元年8月のけん責処分やそれ以前の各指導記録書などについても詳細なやり取りがなされ、会社は、組合からの要求や質問のうち、その場で回答できなかったことについては、次回団体交渉の前に書面で回答したり、資料を提示したりするなど、相応の対応をしており、会社の対応が不誠実であるとする組合の主張は、いずれも採用することができないのであるから、上記4回の団体交渉における会社の対応は、不誠実な団体交渉には該当しない。

#### 14 U事件（2不24、4.11.25終結、全部救済）

##### (1) 事件の概要

本件は、①配達パートナーが労働組合法上の労働者に当たり、また、②U1社が配達パートナーである組合員との関係で労働組合法上の使用者に当たり、③組合が申し入れた団体交渉に対し、U1社及びU2社が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

##### (2) 主文の要旨

ア U1社は、組合が令和元年10月8日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じること。

イ U2社は、組合が元年11月25日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じること。

ウ 文書交付及び掲示

エ 履行報告

##### (3) 判断の要旨

ア 本件では、プラットフォームを利用して業務を遂行する配達パートナーの労働者性が争点となっている。U1社は、配達

パートナーに対し、プラットフォームを提供するだけにとどまらず、配達業務の遂行に様々な形で関与している実態がある。そして、①事業組織への組入れ、②契約内容の一方的・定型的決定、③報酬の労務対価性が認められ、④業務の依頼に応ずべき関係、⑤一定の時間的場所的拘束は認められないものの、広い意味での指揮監督下の労務提供が認められ、⑥顕著な事業者性は認められないから、これらの事情を総合的に勘案すれば、本件配達パートナーは、労組法上の労働者に当たる。

イ U1社は、U2社から業務委託を受け、配達パートナーへのサポート業務を行っている。U1社と配達パートナーの間には直接の契約関係は存在しないが、U1社は、広報・法務・契約業務、配達パートナーの登録手続、教育、アカウント停止措置の運用、パートナーセンター及びサポートセンターの運営等を所管して、団体交渉事項のほとんどを取り扱っており、U1社らの事業について、実質的に配達パートナーへの対応を行っている。

また、U1社らの事業については、同事業に携わる関連会社各社の役割分担が明確に区別されているとはいえ、実質的には、関連各社が事実上一体となって、同事業を展開し、運営していたとみるのが相当である。

したがって、U1社は、配達パートナーの労働条件等に関する団体交渉事項について、配達パートナーとの契約の当事者であるU2社と共に、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったとみるのが相当であり、団体交渉に応ずべき使用者の地位にあるというべきである。

ウ U1社らの事業における配達パートナーが、労組法上の労働者に当たることは前記アで判断したとおりである。U2社は、日本におけるU1社らの事業の運営主体であり、配達パートナーとの契約の当事者でもあることから、同社及びその前身であるU2'社は、配達パートナーの労働条件等について、組合との団体交渉に応ずべき地位にあるところ、同社は、配達パートナ

一の労働条件等に関するものを団体交渉事項とする組合の団体交渉申入れに対し、これに応じていないのであるから、同社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

また、U1社は、前記イで判断したとおり、配達パートナーの労働条件等について、団体交渉に応ずるべき使用者の地位にあるところ、同社は、配達パートナーの労働条件等に関するものを団体交渉事項とする組合の団体交渉申入れに対して回答をせず、団体交渉に応じていないのであるから、同社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

## 15 A事件（30不31、4.12.7終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、財団が行った①平成29年7月26日付X2の配転、②12月25日のX2に対するY支局長の発言、③30年4月2日のX3に対するY支局長の発言、④4月30日付X2の時短勤務終了、⑤6月20日付X1ら5名に対する降格又は降給、⑥31年2月28日付X2に対する普通解雇、⑦令和元年5月31日付X4に対する普通解雇が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 申立人組合のX2に対する平成31年2月28日付普通解雇及び同X4に対する令和元年5月31日付普通解雇をなかつたものとして取り扱い、両名を原職に復帰させるとともに、解雇の翌日から復帰するまでの間の賃金相当額を支払うこと。

イ 文書交付及び掲示（上記アの内容のほか、上記(1)②のX2に対するY支局長の発言に関するものを含む。）

ウ 履行報告

エ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 前記(1)②

当時、X 1ら7名の配転に係る訴訟が進行し、判決言渡し直前であったなど、労使が対立的な関係にあった。

Y支局長は、面談において、X 2に退職の勧奨を行ったとみるのが相当であり、Y支局長の発言は、使用者の意を体して行ったものといわざるを得ず、X 2を排除しようとしたものといえることができるから、Y支局長の発言は、組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとともに、組合員を排除することにより組合の弱体化を図る支配介入にも当たる。

イ 前記(1)⑥及び⑦

当時の労使関係は、組合の積極的な情宣活動に対し、財団が、支局長会議において、組合の活動に対する批判的な記載のある配布資料に基づいて研修を行い、その後、複数の支局で、配布して読み上げるなど、極度の緊張状態にあった。

X 2の解雇は、唐突で、不自然な対応であったし、財団が同人に対して強い敵対心を有していたことがうかがわれる。また、X 4の解雇事由は合理的なものであるとはいえ、財団が解雇通知書で解雇事由とは関係のない内容を挙げて同人を非難していることから、X 4に対しても強い敵対心を有していたことがうかがわれるのであるから、財団が、X 2及びX 4を、解雇したことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

ウ その余の前記(1)①及び③ないし⑤については、不当労働行為に当たらない。

## 16 Y事件（2不77、4.12.7終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、令和2年8月6日付け及び11月5日付けで組

合が申し入れた団体交渉に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 2年8月6日付け及び11月5日付けで組合が申し入れた団体交渉に誠実に応じること。

イ 組合が団体交渉を申し入れたときは、組合執行委員長の交渉権限あるいは協約締結権限の有無に疑義があることを理由に拒否しないこと。

(3) 判断の要旨

ア 却下に係る主張について

法人は、組合が労働組合法第2条の自主性・団体性などの要件を満たしていないこと、不当労働行為救済の申立権限を有さないこと、法人と団体交渉を実施する法的利益が失われていることなどから本件申立てが却下されるべきであると主張するが、いずれの主張も採用することができない。

イ 正当な理由のない団体交渉拒否及び支配介入に当たるか否かについて

法人は、団体交渉拒否に正当な理由がある旨を主張するが、団体交渉が行き詰まっていて団体交渉を実施する実益がない状態に至っていたとの法人の主張は採用することができず、法人が団体交渉開催に支障をきたすと主張する組合の活動（法人施設を訪問しての要請行動、法人診療所前での情宣活動等）も、団体交渉の実施を困難にする程度にまで至っていたと認めることはできず、法人の主張する事情は、いずれも団体交渉開催の具体的な支障になるものであったということとはできない。

また、法人が問題視する組合の自主性や民主性に関する事項は、組合の内部運営に係る事柄であり、その解決は労働組合の自主性に委ねられるべきものであることなどから、法人が団体交渉を拒否したことは、組合の自主的な組織運営や活動に介入し、組合を弱体化させる行為であるといわざるを得ない。

以上のとおり、法人が、本件団体交渉申入れに応じなかった

ことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に該当するとともに、支配介入にも該当する。

### 第3節 再審査事件の概況

#### 1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和4年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越38件と新規申立て14件を合わせた52件で、そのうち、令和4年12月末までに、22件が終結した（第9表）。

#### 2 再審査事件の終結状況

終結した22件は、棄却が5件、全部変更が1件、一部変更が5件、和解認定が11件であった（第9表）。

## 第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (38件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
3	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
4	A事件	30不24 H30.3.30 R1.6.10	2・3 全部救済	元不再25 R1.6.17 R4.7.5	使 2・3 和解認定
5	U事件(団体交渉)	29不32 H29.4.24 R1.7.10	2 棄却	元不再31 R1.7.22 R4.3.29	労 2 棄却
6	M事件	29不3 H29.1.13 R1.8.21	2・3 全部救済	元不再37 R1.8.27 R4.12.20	使 2・3 一部変更
7	J事件	29不51 H29.7.14 R1.9.4	2 全部救済	元不再44 R1.9.18 R4.1.31	使 2 全部変更
8	S事件	27不94 H27.10.13 R1.9.25	1・3 一部救済	元不再50 R1.10.7 R4.8.9	労 1・3 棄却
9	G事件	28不85 H28.12.8 R1.10.23	1・3 一部救済	元不再56 R1.10.30 R4.12.14	使 3 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	C事件	28不67 H28. 9. 29 R1. 11. 13	1・3 全部救済	元不再59 R1. 11. 15 R4. 4. 5	使 1・3 和解認定
11	Z事件	29不79 H29. 10. 30 R2. 2. 5	1・3・4 全部救済	2不再2 R2. 2. 13 R4. 3. 29	労 1・3・4 一部変更
12				2不再5 R2. 2. 18 R4. 3. 29	使 1・3・4 一部変更
13	W事件	30不93 H30. 12. 17 R2. 3. 4	2・3 全部救済	2不再9 R2. 3. 6 R4. 5. 16	使 2・3 棄却
14	J事件	28不86 H28. 12. 12 R2. 3. 26	2 棄却	2不再15 R2. 4. 3 係属中	労 2
15	N事件	29不35 H29. 5. 8 R2. 4. 8	1・2 一部救済	2不再19 R2. 4. 20 R4. 3. 17	労 1 棄却
16				2不再20 R2. 4. 21 R4. 3. 17	使 2 棄却
17	J事件	27不71 H27. 7. 31 R2. 9. 17	1・2・3 一部救済	2不再36 R2. 9. 30 R4. 9. 29	使 1・2・3 一部変更
18				2不再37 R2. 9. 30 R4. 9. 29	労 1・3 一部変更
19	A事件	31不25 H31. 3. 25 R3. 3. 11	2・3 一部救済	3不再9 R3. 3. 22 係属中	使 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
20	K事件	元不44 R1. 6. 3 R3. 3. 11	2・3 全部救済	3不再10 R3. 3. 22 係属中	使 2・3
21	J事件（分離命令）	29不30 H29. 4. 18 R3. 3. 25	1 棄却	3不再11 R3. 4. 5 係属中	労 1
22	D事件	31不6 H31. 1. 30 R3. 4. 8	1・2・3 棄却	3不再13 R3. 4. 19 係属中	労 1・2・3
23	A事件	31不5 H31. 1. 29 R3. 6. 30	2 全部救済	3不再19 R3. 7. 13 係属中	使 2
24	W事件	30不46 H30. 6. 26 R3. 7. 8	2 棄却	3不再21 R3. 7. 19 係属中	労 2
25	N事件	元不63 R1. 8. 21 R3. 7. 15	2・3 一部救済	3不再22 R3. 7. 26 R4. 3. 9	使 3 和解認定
26				3不再23 R3. 7. 29 R4. 3. 9	労 2・3 和解認定
27	S事件	元不41 R1. 5. 27 R3. 7. 28	1・3 棄却	3不再26 R3. 8. 11 R4. 12. 20	労 1・3 和解認定
28	N事件	2不25 R2. 2. 10 R3. 8. 18	2 一部救済	3不再30 R3. 8. 25 係属中	使 2
29	J事件	元不82 H31. 1. 11 R3. 9. 16	3 全部救済	3不再35 R3. 9. 29 係属中	使 3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
30	S事件	元不33 R1. 5. 15 R3. 9. 29	1・2・3 一部救済	3不再36 R3. 9. 30 係属中	労 1・2・3
31				3不再40 R3. 10. 13 係属中	使 2
32	N事件 (再雇用団交)	元不48 R1. 6. 20 R3. 9. 29	2 棄却	3不再39 R3. 10. 12 係属中	労 2
33	N事件	30不44 H30. 6. 19 R3. 11. 10	2・3 一部救済	3不再43 R3. 11. 17 係属中	使 2
34	K事件	29不87 H29. 11. 28 R3. 11. 10	1・2・3 棄却	3不再44 R3. 11. 24 係属中	労 1・2・3
35	N事件	元不39 R1. 5. 27 R3. 11. 24	2 棄却	3不再45 R3. 12. 6 係属中	労 2
36	A事件	31不11 H31. 2. 12 R3. 12. 9	3 全部救済	3不再48 R3. 12. 13 係属中	使 3
37	Z事件 (団体交渉)	元不53 R1. 7. 4 R3. 12. 9	2 全部救済	3不再49 R3. 12. 17 R4. 9. 5	使 2 和解認定
38	M事件	30不95 H30. 12. 18 R3. 12. 9	1・3 全部救済	3不再52 R3. 12. 22 R4. 11. 28	使 1・3 和解認定

## (2) 令和4年の申立事件 (14件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	2不52 R2.6.9 R4.2.28	2  全部救済	4不再4 R4.3.2 係属中	使 2
2	N事件	30不69 H30.10.1 R4.3.7	2・3  全部救済	4不再6 R4.3.8 R4.10.17	使 2・3 和解認定
3	S事件	30不41 H30.5.31 R4.3.24	2・3  一部救済	4不再8 R4.4.5 R4.12.26	使 3 和解認定
4				4不再12 R4.4.7 R4.12.26	労 2・3 和解認定
5	D事件	元不42 R1.5.29 R4.3.30	3  一部救済	4不再13 R4.4.12 係属中	使 3
6				4不再14 R4.4.12 係属中	労 3
7	U事件	29不31 30不10 H29.4.24 H30.2.8 R4.4.14	1・3  棄却	4不再18 R4.4.26 係属中	労 1・3
8	N事件	2不43 R2.5.8 R4.5.9	1・3  一部救済	4不再19 R4.6.2 係属中	使 1

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	○事件	元不54 R1. 7. 5 R4. 5. 26	1・2・3  一部救済	4 不再24 R4. 6. 8 係属中	使  1・2・3
10	T事件	2 不55 R2. 6. 16 R4. 6. 9	2  棄却	4 不再27 R4. 6. 20 係属中	労  2
11	T事件	2 不40 3 不27 R2. 4. 20 R3. 4. 2 R4. 8. 24	1・2・3  一部救済	4 不再34 R4. 9. 5 係属中	労  1・3
12	U事件	2 不24 R2. 3. 16 R4. 10. 20	2  全部救済	4 不再37 R4. 12. 7 係属中	使  2
13	Y事件	2 不77 R2. 8. 19 R4. 12. 7	2・3  全部救済	4 不再41 R4. 12. 15 係属中	使  2・3
14	A事件	30不31 H30. 4. 12 R4. 12. 7	1・3  一部救済	4 不再42 R4. 12. 20 係属中	労  1・3

## 第4節 行政訴訟事件の概況

### 1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和4年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	4(2)	1
東京高等裁判所	1(1)	0
最高裁判所	0	0

### 2 緊急命令申立事件

令和4年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

### 3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和4年中に確定した命令は3件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

## 第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件（4件）

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	地裁事件番号  提起人	提起年月日  終結年月日	結 果	訴訟代理人  指定代理人
1	K事件  29不18 R2. 4. 15 全部救済	2<行ウ>177  使	R2. 4. 30  R4. 1. 26	棄却	近藤  中村 種村 辻
2	A事件 (資料配布)  31不3 R3. 8. 18 全部救済	3<行ウ>379  使	R3. 9. 16  係属中	—	三木  野口 梶原 高橋
3	T事件  2不40 3不27 R4. 8. 24 一部救済	4<行ウ>444  使	R4. 9. 22  係属中	—	太田  野口 相馬
4	A事件  30不31 R4. 12. 7 一部救済	4<行ウ>578  使	R4. 12. 28  係属中	—	三木  野口 梶原 高橋

## (2) 東京高等裁判所係属事件 (1件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		結果	訴訟代理人 指定代理人
	事件名 事件番号 終結年月日 終結区分	事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日 結果	事件番号 控訴人	控訴年月日 終結年月日		
1	K事件 29不18 R2. 4. 15 全部救済	2<行ウ>177 使	R2. 4. 30 R4. 1. 26 棄却	4<行コ>45 使	R4. 3. 2 係属中	—	近藤 中村 種村 辻

## 第3章 労働組合の資格審査等

### 第1節 労働組合の資格審査の概況

#### 1 取扱概況

##### (1) 取扱件数

令和4年中に取り扱った労働組合の資格審査は366件で、このうち前年からの繰越が266件、新規係属が100件であった(資料<統計表>第39表)。

##### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は30件減少し、新規係属件数は47件減少した(資料<統計表>第39表)。

#### 2 新規係属状況

##### (1) 係属事由

新規係属100件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが89件、法人登記のためのものが11件であった(資料<統計表>第41表)。

##### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和4年の全国都道府県労委の新規係属総件数は375件であり、前年より43件減少した。

当委員会に係属した新規件数100件を全国比で見ると26.7%となり、前年より8.5ポイント減少した(資料<統計表>第40表)。

### 3 終結状況

#### (1) 終結件数

令和4年中の取扱件数366件のうち、102件が終結した。終結件数は、前年より28件減少した(資料<統計表>第39表)。

#### (2) 終結区分

終結した102件を終結区分別にみると、資格あり35件、打切65件、取下2件となっている(資料<統計表>第39表)。

#### (3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは87件で、うち資格ありが22件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が65件、②法人登記に係るものが15件で、資格ありが13件、取下が2件となっている(資料<統計表>第42表)。

## 第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和4年中に取り扱った事件は、1件であった。ごみ収集運搬業をしている中島運輸労働組合は、公益事業であるにもかかわらず、争議予告通知をしないでストライキを行った。当委員会は、6月7日、第1794回公益委員会議において労働関係調整法第42条の処罰請求を行わないことを決定した。

## 第3節 認定告示

令和4年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は1件であり、申請どおり認定し、これを告示した(第12表)。

## 第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
4認1	東京都 下水道局	R4.4.12 組織改正	R4.4.19 (1791回)	R4.5.24 (1793回)	申請 どおり	R4.6.15 4告示第5号 東京都公報 第17597号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の( )内は、公益委員会議の回数である。

## 第4章 組織・運営

### 第1節 組織

#### 1 委員会

##### (1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（令和4年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

##### (2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

##### (3) 特別調整委員

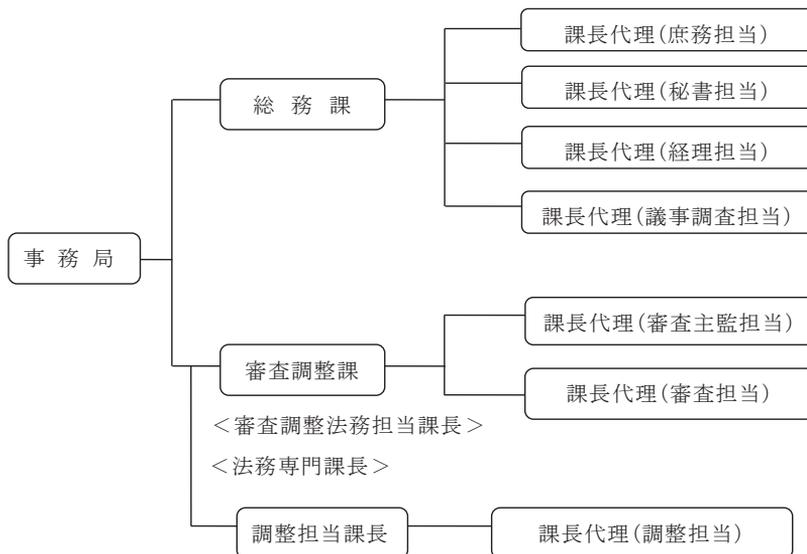
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

#### 2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、令和4年12月31日現在の職員定数は38名である。



## 第2節 運営

### 1 内部会議

#### (1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。令和4年は24回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,899回を迎えた。

#### (2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日に、総会に先立って開催することとして

いる。令和4年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,807回を迎えた。

## 2 連絡協議会及び連絡会議

令和4年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

### (1) 全国労働委員会関係

#### ア 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月17日～18日・国立オリンピック記念青少年総合センター)

議題1 労働委員会の広報活動について

議題2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について

議題3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について

講演 労働紛争の多様性と労働委員会の新たな役割

講師：前中央労働委員会会長 山川隆一氏

#### イ 全国労働委員会公益委員連絡会議

(11月17日・国立オリンピック記念青少年総合センター)

議題1 民事裁判のIT化

議題2 山形大学事件最高裁判決

#### ウ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (11月29日・中労委)

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会事務局からの事例報告

議題3 都道府県労働委員会事務局からの業務報告

#### エ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (11月28日・中労委)

議題1 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について

- 議題 2 審査人材の確保・育成について
- 議題 3 ウェブ会議による調査について

(2) 14都道府県労働委員会関係

ア 14都道府県労働委員会公益委員会議

(文書による議決・大阪府)

- 議題 1 審査事件における立会団交の実施状況について
- 議題 2 審査事件の和解について

イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議

(7月7日・京都府)

- 討議テーマ 1 あっせんを繰り返し申し出る人物への対応について
- 討議テーマ 2 あっせんにおける労働委員会の中立性を踏まえた事業主への対応について
- 講演 ウィズコロナ時代における人事管理の法的課題  
講師：同志社大学法学部法学研究科教授 土田道夫氏

ウ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・埼玉県)

- 議題 1 労働組合資格審査の課題について
- 議題 2 全国的規模をもつ労働組合の資格審査について
- 議題 3 外国人等への通訳人に係る予算措置状況について

(3) 関東ブロック労働委員会関係

ア 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月12日・長野県)

- 議題 1 雇用関係終了後の時間経過と「使用者が雇用する労働者」への該当性について
- 議題 2 あっせん事件における解雇の金銭解決について

イ 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月13日・群馬県)

議題1 組合からの対面による団体交渉の申入れに対して、  
会社がオンラインによる団体交渉にしか応じられない  
として団体交渉に応じなかった場合、不当労働行為に  
当たるか。

議題2 集団事件における立会団交について

**ウ 第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議**

(文書による議決・長野県)

議題 同族会社のいわゆる「オーナー」の使用者性について

**エ 第88回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議**

(文書による議決・群馬県)

議題 労働者側の粗暴な言動等と団体交渉拒否の「正当な理  
由」の該当性について

**オ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議**

(文書による議決・山梨県)

議題1 令和5年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計  
画について

議題2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任に  
ついて

## 第 2 部 資 料

第2部  
資  
料

## <統計表>

# 1 労働争議の調整

## 第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分	年	平成25	26	27	28	29
	取扱件数	(1)	131	120	97	103
前年繰越		25	34	10	16	16
新規開始	(1)	106	86	87	87	73
終結件数	(1)	97 [100.0]	110 [100.0]	81 [100.0]	87 [100.0]	66 [100.0]
解決		43 [44.3]	50 [45.5]	43 [53.1]	39 [44.8]	25 [37.9]
取下		22 [22.7]	21 [19.1]	10 [12.3]	14 [16.1]	12 [18.2]
打切	(1)	32 [32.0]	39 [35.5]	28 [34.6]	33 [37.9]	29 [43.9]
不調		-	-	-	-	-
裁定		-	-	-	-	-
解決率		57.3	56.2	60.6	54.2	46.3
終結率		74.0	91.7	83.5	84.5	74.2
次年繰越		34	10	16	16	23

注1) ( )内数字は、調停件数で内数。

2) 解決率=解決件数/取下・移管を除く終結件数×100

3) 28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

## 第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	東京都		60	48	56	83
全国		240	203	227	233	172
比率		25.0	23.6	24.7	35.6	29.1

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	取扱件数		83	69	72	(1) 94
前年繰越		23	21	16	11	27
新規開始		60	48	56	(1) 83	50
終結件数		62 [100.0]	53 [100.0]	61 [100.0]	(1) 67 [100.0]	61 [100.0]
解決		26 [41.9]	19 [35.8]	19 [31.1]	32 [47.8]	32 [52.5]
取下		8 [12.9]	7 [13.2]	6 [9.8]	7 [10.4]	5 [8.2]
打切		28 [45.2]	27 [50.9]	36 [59.0]	27 [40.3]	23 [37.7]
不調		-	-	-	-	-
裁定		-	-	-	-	-
解決率		48.1	41.3	34.5	54.2	58.2
終結率		74.7	76.8	84.7	71.3	79.2
次年繰越		21	16	11	27	16

注4) 終結率=終結件数/取扱件数×100

5) 3年の終結件数には、埼玉県労働委員会に移管したもの1件が含まれている。

6) 4年の終結件数には、神奈川県労働委員会に移管したもの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	新規件数		60	48	56	83
労働組合員数		48,545	38,522	40,366	85,106	47,650
1件当たり労働組合員数		837	856	748	1,105	1,014

注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
組 合	53 [83.6]	41 [88.3]	45 [85.4]	70 [80.4]	44 [88.0]
使 用 者	7 [11.0]	5 [11.7]	11 [10.4]	10 [19.6]	6 [12.0]
双 方	-	2 [4.2]	-	3 [3.6]	-
職 権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
有	46 [76.7]	39 [81.3]	37 [66.1]	65 [78.3]	41 [82.0]
無	14 [23.3]	9 [18.8]	19 [33.9]	18 [21.7]	9 [18.0]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
総 数		46 [100.0]	39 [100.0]	37 [100.0]	65 [100.0]	42 [100.0]
連 合		11 [32.0]	18 [23.9]	12 [46.2]	23 [35.4]	14 [33.3]
	J A M	-	-	1	1	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	情 報 労 連	-	2	-	2	1
	U A ゼンセン同盟	1	1	-	-	-
	私 教 組	-	-	-	-	-
	連 合 ユニオン	-	1	2	-	-
	全 国 ユニオン	8	13	7	19	10
	そ の 他	2	1	2	1	3
全 労 連		18 [39.1]	9 [23.1]	9 [24.3]	15 [23.1]	11 [26.2]
	日 本 医 労 連	2	-	1	-	-
	建 交 労	-	-	-	-	-
	全 国 一 般	5	3	4	3	4
	全 印 総 連	-	-	-	-	-
	私 教 連	2	3	-	-	-
	J M I T U	1	2	1	1	1
	民 放 労 連	-	-	1	-	-
	自 交 総 連	-	-	-	1	-
	全 労 連 自 治 労 連	2	-	1	-	1
	そ の 他	6	1	1	10	5
上 記 以 外		17 [37.0]	12 [30.8]	16 [43.2]	27 [41.5]	17 [40.5]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	3	1	1	1	4
	全 国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	6	9	5	20	7
	出 版 労 連	1	-	-	1	1
	航 空 連	2	-	1	-	-
	新 聞 労 連	-	2	-	-	1
	そ の 他	5	-	9	5	4

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
組 合	総 数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
	都内 ┌ 23 区	53 [88.3]	44 [91.7]	49 [87.5]	77 [92.8]	46 [92.0]
		市・町・村	4 [6.7]	4 [8.3]	5 [8.9]	3 [3.6]
	都 外	3 [5.0]	-	2 [3.6]	3 [3.6]	1 [2.0]
企 業	総 数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
	都内 ┌ 23 区	51 [85.0]	34 [70.8]	43 [76.8]	68 [81.9]	46 [92.0]
		市・町・村	6 [10.0]	5 [10.4]	8 [14.3]	2 [2.4]
	都 外	3 [5.0]	9 [18.8]	5 [8.9]	13 [15.7]	2 [4.0]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
総 数		60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
有		8 [13.3]	7 [14.6]	5 [8.9]	9 [10.8]	5 [10.0]
無		52 [86.7]	41 [85.4]	51 [91.1]	74 [89.2]	45 [90.0]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
49 人 以 下	18 [30.0]	11 [22.9]	18 [32.1]	27 [32.5]	23 [46.0]
50 ~ 99	7 [11.7]	10 [20.8]	8 [14.3]	7 [8.4]	4 [8.0]
100 ~ 199	4 [6.7]	6 [12.5]	3 [5.4]	8 [9.7]	3 [6.0]
200 ~ 299	1 [1.7]	1 [2.1]	3 [5.4]	2 [2.4]	2 [4.0]
300 ~ 499	6 [10.0]	1 [2.1]	2 [3.6]	9 [10.8]	-
500 ~ 999	3 [5.0]	3 [6.3]	7 [12.5]	6 [7.2]	7 [14.0]
1,000 人 以 上	16 [26.7]	6 [12.5]	9 [16.1]	14 [16.9]	6 [12.0]
不 詳	5 [8.3]	10 [20.8]	6 [10.7]	10 [12.1]	5 [10.0]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]
49 人 以 下	11 [18.3]	7 [14.6]	8 [14.3]	10 [12.1]	2 [4.0]
50 ~ 99	8 [13.3]	8 [16.7]	9 [16.1]	10 [12.1]	5 [10.0]
100 ~ 199	9 [15.0]	3 [6.3]	12 [21.4]	10 [12.1]	6 [12.0]
200 ~ 299	3 [5.0]	2 [4.2]	2 [3.6]	3 [3.6]	7 [14.0]
300 ~ 499	11 [18.3]	4 [8.3]	9 [16.1]	9 [10.8]	-
500 ~ 999	6 [10.0]	9 [18.8]	6 [10.7]	17 [20.4]	15 [30.0]
1,000 人 以 上	10 [16.7]	12 [25.0]	8 [14.3]	18 [21.7]	12 [24.0]
不 詳	2 [3.3]	3 [6.3]	2 [3.6]	6 [7.2]	3 [6.0]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成30	令和元	2	3	4
総数		60	48	56	83	50
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		3	2	1	4	1
E 製造業		3	5	4	9	5
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	1	-	-	-
G 情報通信業		5	5	2	7	6
H 運輸・郵便業		9	5	10	8	6
I 卸売・小売業		8	8	4	9	3
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		1	1	3	2	2
L 学術研究・専門 サービス業		3	1	4	4	8
M 宿泊業・飲食 サービス業		2	7	8	5	2
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		1	1	1	5	3
O 教育・学習支援業		10	8	3	6	5
P 医療・福祉		9	2	8	8	2
Q 複合サービス事業		-	-	1	2	-
R サービス業		6	2	7	14	7
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成30	令和元	2	3	4
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		5.0	4.2	1.8	4.8	2.0
E 製造業		5.0	10.4	7.1	10.8	10.0
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	2.1	-	-	-
G 情報通信業		8.3	10.4	3.6	8.4	12.0
H 運輸・郵便業		15.0	10.4	17.9	9.6	12.0
I 卸売・小売業		13.3	16.7	7.1	10.8	6.0
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		1.7	2.1	5.4	2.4	4.0
L 学術研究・専門 サービス業		5.0	2.1	7.1	4.8	16.0
M 宿泊業・飲食 サービス業		3.3	14.6	14.3	6.0	4.0
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		1.7	2.1	1.8	6.0	6.0
O 教育・学習支援業		16.7	16.7	5.4	7.2	10.0
P 医療・福祉		15.0	4.2	14.3	9.6	4.0
Q 複合サービス事業		-	-	1.8	2.4	-
R サービス業		10.0	4.2	12.5	16.9	14.0
S 公 務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成29	令和元	2	3	4
<b>製造業総数</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>9</b>	<b>5</b>
E09・10 食料品・飲料	1	-	1	-	1
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	1	1	1	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	-	1	-	3	1
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	1
E19・20 ゴム製品・皮革	-	1	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	-	1	-	1	-
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	-	-
E27 業務用機械器具	-	-	-	1	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路	1	-	-	-	1
E29 電気機械器具	-	1	1	1	1
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	-	-	1	-	-
E32 その他	-	-	-	2	-

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	平成30	令和元	2	3	4
	サービス業総数 <sup>注</sup>		12	11	20	28
L71 学術・開発研究機関		1	-	-	1	-
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		2	-	4	3	7
L73 広告業		-	1	-	-	-
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		-	-	-	-	1
M75 宿泊業		-	-	-	-	-
M76 飲食店		2	6	7	4	1
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		-	1	1	1	1
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		-	-	-	-	-
N79 その他の生活関連サービス業		1	1	1	3	3
N80 娯楽業		-	-	-	2	-
R88 廃棄物処理業		-	1	-	-	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業		2	-	3	5	1
R92 その他の事業サービス業		2	-	3	4	2
R93 政治・経済・文化団体		-	-	-	3	2
R94 宗教		-	-	-	1	-
R95 その他のサービス業		2	1	-	1	2
R96 外国公務		-	-	1	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	126	103	116	192	109
1件当たり平均事項数	2.10	2.15	2.07	2.31	2.18
組合承認・組合活動等	3	5	3	3	1
協約締結・全面改定	2	1	-	2	1
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	29	24	31	51	26
賃 金 増 額	2	3	1	5	4
一 時 金	3	7	4	5	6
諸 手 当	9	-	6	6	5
その他賃金に関するもの	12	12	12	18	10
退職一時金・年金	3	1	2	6	-
解雇・休業手当	-	1	6	11	1
給与以外の労働条件	19	13	9	28	13
労 働 時 間	3	3	3	2	4
休 日 ・ 休 暇	3	2	2	2	1
作業方法の変更	-	-	-	2	-
定 年 制	2	-	1	4	2
その他の労働条件	11	8	3	18	6
経 営 又 は 人 事	34	19	28	43	25
事業休廃止・事業縮小	1	1	1	2	-
企業合併・営業譲渡	-	-	1	-	-
人 員 整 理	1	-	1	-	1
配 置 転 換	5	3	4	9	4
解 雇	24	14	17	25	16
その他の経営・人事	3	1	4	7	4
福 利 厚 生	-	2	1	2	-
団 交 促 進	39	31	33	50	37
事 前 協 議 制	-	1	0	1	1
そ の 他	-	7	11	12	5

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	61	49	51	87	52
組合承認・組合活動等	2	5	-	2	-
協約締結・全面改定	-	1	-	-	1
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	19	15	17	34	18
賃 金 増 額	2	3	1	5	3
一 時 金	3	5	3	5	5
諸 手 当	5	-	3	4	2
その他賃金に関するもの	9	6	7	10	8
退職一時金・年金	-	1	1	4	-
解雇・休業手当	-	-	2	6	-
給与以外の労働条件	17	9	8	20	10
労働時間	3	1	2	2	3
休日・休暇	3	1	2	1	1
作業方法の変更	-	-	-	2	-
定 年 制	2	-	1	3	1
その他の労働条件	9	7	3	12	5
経営又は人事	23	11	20	24	18
事業休廃止・事業縮小	1	1	1	-	-
企業合併・営業譲渡	-	-	1	-	-
人 員 整 理	1	-	1	-	1
配 置 転 換	4	2	4	4	2
解 雇	15	7	10	14	11
その他の経営・人事	2	1	3	6	4
福 利 厚 生	-	2	1	2	-
団交ルール設定・当事者の態度等	-	-	-	-	1
事 前 協 議 制	-	1	-	-	-
そ の 他	-	5	5	5	4

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
あっせん総数	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	82 [100.0]	50 [100.0]
三者委員	22 [36.7]	19 [39.6]	19 [33.9]	38 [46.3]	16 [32.0]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	38 [63.3]	29 [60.4]	37 [66.1]	44 [53.7]	34 [68.0]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総数	62 107.0	53 96.5	61 114.4	67 89.6	61 113.1
解決	26 107.5	19 142.6	19 138.4	32 76.9	32 150.3
取下	8 294.0	7 145.1	6 208.2	7 124.0	5 64.2
打切	28 53.1	27 51.5	36 86.1	27 95.6	23 71.8
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

注1) 上段は件数、下段は平均日数。

2) 3年の総数欄の平均日数は、埼玉県労働委員会に移管された1件を除いた66件の平均である。

3) 4年の総数欄の平均日数は、神奈川県労働委員会に移管された1件を除いた60件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分	年				
	平成30	令和元	2	3	4
総数	26 [100.0]	19 [100.0]	19 [100.0]	32 [100.0]	32 [100.0]
提示あり	-	-	1 [5.3]	-	-
提示なし	26 [100.0]	19 [100.0]	18 [94.7]	32 [100.0]	32 [100.0]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由	年				
	平成30	令和元	2	3	4
総数	8 [100.0]	7 [100.0]	6 [100.0]	7 [100.0]	5 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	2 [25.0]	1 [14.3]	-	1 [14.2]	-
自主交渉で解決したい	1 [12.5]	1 [14.3]	1 [16.7]	-	1 [20.0]
審査手続又は裁判所で和解	1 [12.5]	1 [14.3]	-	-	-
不当労働行為事件 命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	1 [12.5]	-	2 [33.3]	3 [42.9]	1 [20.0]
調整拒否	1 [12.5]	4 [57.1]	3 [50.0]	-	3 [60.0]
当事者主張固持 歩みより困難	-	-	-	-	-
その他	2 [25.0]	-	-	3 [42.9]	-

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	28 [100.0]	27 [100.0]	36 [100.0]	27 [100.0]	23 [100.0]
調 整 拒 否	14 [50.0]	14 [51.9]	17 [47.2]	7 [25.9]	14 [60.9]
当事者主張固持 歩みより困難	14 [50.0]	13 [48.1]	19 [52.8]	20 [74.1]	9 [39.1]
案 拒 否	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
取 扱 件 数		155	139	127	129	107
	前年からの繰越	50	47	42	39	31
	開 始	105	92	85	90	76
終 結 件 数		108	97	88	98	74
	解 決	107	97	88	96	72
	打 切	1	-	-	1	1
	移 行	-	-	-	1	1
次 年 繰 越		47	42	39	31	33

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
総 数		105	92	85	90	76
運 輸 ・ 通 信 業		4	2	3	2	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		-	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業		21	18	18	17	17
医 療 業		79	72	64	71	56
保 健 衛 生 業		-	-	-	-	-
そ の 他		1	-	-	-	-

## 2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成25	26	27	28	29
取扱件数		427	447	440	398	399
前年繰越		309	315	323	301	294
新規申立		118	132	117	97	105
終結件数		112 [100.0]	(1) 124 [100.0]	139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]
取下・和解		82 [73.2]	93 [75.0]	114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]
取下		15 [13.4]	17 [13.7]	19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]
無関与和解		13 [11.6]	12 [9.7]	11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]
関与和解		54 [48.2]	64 [51.6]	84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]
命令・決定		30 [26.8]	(1) 31 [25.0]	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]
全部救済		9 [8.0]	(1) 4 [3.2]	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]
一部救済		16 [14.3]	15 [12.1]	10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]
棄却		4 [3.6]	12 [9.7]	9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]
却下		1 [0.9]	-	-	-	-
救済率		56.7	39.1	44.0	40.0	80.4
終結率		26.2	27.7	31.6	26.1	22.6
次年繰越		315	323	301	294	309

注1) 件数欄の( )内数字は、一部分離命令で外数。

2) 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)/命令・決定×100、一部分離命令を含む。

3) 終結率=終結件数/取扱件数×100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		30	令和元	2	3	4
取扱件数		406	412	429	449	441
	前年繰越	309	317	313	350	358
	新規申立	97	95	116	99	83
終結件数		89 [100.0]	99 [100.0]	79 [100.0]	(2) 91 [100.0]	75 [100.0]
取下・和解		77 [86.5]	75 [75.8]	56 [70.9]	69 [75.8]	57 [76.0]
	取下	10 [11.2]	15 [15.2]	10 [12.7]	19 [20.9]	13 [17.3]
	無関与和解	10 [11.2]	12 [12.1]	22 [27.8]	12 [13.2]	13 [17.3]
	関与和解	57 [64.0]	48 [48.5]	24 [30.4]	38 [41.8]	31 [41.3]
命令・決定		12 [13.5]	24 [24.2]	23 [29.1]	(2) 22 [24.2]	18 [24.0]
	全部救済	3 [3.4]	10 [10.1]	8 [10.1]	9 [9.9]	4 [5.3]
	一部救済	7 [7.9]	10 [10.1]	9 [11.4]	5 [5.5]	8 [10.7]
	棄却	1 [1.1]	4 [4.0]	4 [5.1]	(1) 8 [8.8]	5 [6.7]
	却下	1 [1.1]	-	2 [2.5]	(1) -	1 [1.3]
救済率		54.2	62.5	54.3	47.9	44.4
終結率		21.9	24.0	18.4	20.3	17.0
次年繰越		317	313	350	358	366

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
東京都	97	95	116	99	83
全国	298	245	279	277	227
比率	32.6	38.8	41.6	35.7	36.6

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総数	97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]
個人	5 [5.2]	1 [1.1]	2 [1.7]	1 [1.0]	2 [2.4]
組合	75 [77.3]	80 [84.2]	89 [76.7]	76 [76.8]	68 [81.9]
上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合	1 [1.0]	2 [2.1]	1 [0.9]	3 [3.0]	5 [6.0]
組合・上部組合	16 [16.5]	12 [12.6]	24 [20.7]	18 [18.2]	8 [9.6]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	-	-	-	1 [1.0]	-

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
総 数		97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]
都内	23 区	64 [66.0]	55 [57.9]	87 [75.0]	70 [70.7]	58 [69.9]
	市・町・村	9 [9.3]	13 [13.7]	6 [5.2]	6 [6.1]	8 [9.6]
都 外		24 [24.7]	27 [28.4]	23 [19.8]	23 [23.2]	17 [20.5]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		30	令和元	2	3	4
総 数		97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]
49 人 以 下		33 [34.0]	23 [24.2]	26 [22.4]	14 [14.1]	21 [25.3]
50 ～ 99		8 [8.2]	8 [8.4]	11 [9.5]	7 [7.1]	10 [12.0]
100 ～ 199		6 [6.2]	9 [9.5]	12 [10.3]	15 [15.2]	6 [7.2]
200 ～ 299		7 [7.2]	7 [7.4]	5 [4.3]	2 [2.0]	3 [3.6]
300 ～ 499		5 [5.2]	5 [5.3]	6 [5.2]	3 [3.0]	4 [4.8]
500 ～ 999		4 [4.1]	9 [9.5]	4 [3.4]	7 [7.1]	4 [4.8]
1,000 人 以 上		27 [27.8]	19 [20.0]	33 [28.4]	25 [25.2]	20 [24.1]
不 詳		7 [7.2]	15 [15.8]	19 [16.4]	26 [26.3]	15 [18.1]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	92 [100.0]	94 [100.0]	114 [100.0]	98 [100.0]	81 [100.0]
有	22 [23.9]	18 [19.1]	25 [21.9]	23 [23.5]	16 [19.8]
無 (不明を含む)	70 [76.1]	76 [80.9]	89 [78.1]	75 [76.5]	65 [80.2]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成30	令和元	2	3	4
総 数	92 [100.0]	94 [100.0]	114 [100.0]	98 [100.0]	81 [100.0]
有	71 [77.2]	69 [73.4]	85 [74.6]	78 [79.6]	58 [71.6]
無	21 [22.8]	25 [26.6]	29 [25.4]	20 [20.4]	23 [28.4]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
総数		71 [100.0]	69 [100.0]	85 [100.0]	78 [100.0]	58 [100.0]
連合		45 [63.4]	44 [63.8]	54 [63.5]	50 [64.1]	35 [60.3]
	J A M	-	2	5	12	2
	J E C 連合	-	-	-	-	-
	U A ゼンセン	1	2	-	1	1
	政 労 連	-	-	-	-	1
	全 水 道	1	-	2	-	-
	情 報 労 連	-	1	1	2	-
	連合ユニオン	6	5	9	8	6
	全国ユニオン	34	32	36	25	23
	その他	3	2	1	2	2
全 労 連		17 [23.9]	15 [21.7]	22 [25.9]	13 [16.7]	10 [17.2]
	日本医労連	-	1	2	1	1
	建交労	1	1	1	1	1
	全国一般	9	5	6	6	2
	全印総連	-	-	-	-	-
	私教連	2	1	1	-	-
	J M I T U	1	2	4	-	2
	自交総連	-	1	2	-	-
	全労連自治労連	1	2	4	2	-
	その他	3	2	2	3	4
上 記 以 外		9 [12.7]	10 [14.5]	9 [10.6]	15 [19.2]	13 [22.4]
全 労 協	全国一般東京労組	3	2	3	4	3
	国鉄労組	-	-	-	-	-
	その他	4	7	4	3	5
	出版労連	1	1	-	1	1
	航空連	1	-	-	2	-
	全損保	-	-	-	-	-
	外銀連	-	-	-	-	-
	電算労	-	-	-	-	-
	その他	-	-	2	5	4

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数			
		平成30	令和元	2	3	4
申 立 件 数		97	95	116	99	83
大 分 類	1号関係	37	30	45	35	31
	2号関係	71	75	82	76	67
	3号関係	66	56	62	53	32
	4号関係	2	1	2	2	2
内              訳	1号	1	-	7	4	1
	2号	24	35	41	38	38
	3号	12	11	8	7	5
	4号	-	-	-	-	1
	1・2号	5	4	6	4	10
	1・3号	12	9	18	10	9
	1・4号	-	-	-	-	-
	2・3号	23	19	22	19	8
	2・4号	1	-	-	-	-
	3・4号	-	-	-	-	-
	1・2・3号	18	16	12	15	10
	1・2・4号	-	-	-	-	1
	1・3・4号	1	-	1	2	-
	2・3・4号	-	-	-	-	-
	1・2・3・4号	-	1	1	-	-

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構成比				
			平成30	令和元	2	3	4
申立件数			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係		38.1	31.6	38.8	35.4	37.3
	2号関係		73.2	78.9	70.7	76.8	80.7
	3号関係		68.0	58.9	53.4	53.5	38.6
	4号関係		2.1	1.1	1.7	2.0	2.4
内訳	1号		1.0	-	6.0	4.0	1.2
	2号		24.7	36.8	35.3	38.4	45.8
	3号		12.4	11.6	6.9	7.1	6.0
	4号		-	-	-	-	1.2
	1・2号		5.2	4.2	5.2	4.0	12.0
	1・3号		12.4	9.5	15.5	10.1	10.8
	1・4号		-	-	-	-	-
	2・3号		23.7	20.0	19.0	19.2	9.6
	2・4号		1.0	-	-	-	-
	3・4号		-	-	-	-	-
	1・2・3号		18.6	16.8	10.3	15.2	12.0
	1・2・4号		-	-	-	-	1.2
	1・3・4号		1.0	-	0.9	2.0	-
	2・3・4号		-	-	-	-	-
	1・2・3・4号		-	1.1	0.9	-	-

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		30	令和元	2	3	4
総数		97	95	116	99	83
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	1
D 建設業		3	3	2	5	7
E 製造業		9	15	9	10	11
F 電気・ガス・熱供給・水道業		2	-	7	1	1
G 情報通信業		13	4	13	6	6
H 運輸・郵便業		17	13	20	14	6
I 卸売・小売業		9	13	9	12	9
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		5	6	3	5	3
L 学術研究・専門サービス業		3	4	3	2	4
M 宿泊業・飲食サービス業		6	10	5	9	3
N 生活関連サービス業・娯楽業		2	3	2	4	1
O 教育・学習支援業		8	6	11	10	11
P 医療・福祉		12	6	16	13	9
Q 複合サービス事業		-	1	2	-	-
R サービス業		4	10	12	7	11
S 公務		4	1	2	-	-
T 分類不能		-	-	-	1	-

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		30	令和元	2	3	4
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	1.2
D 建設業		3.1	3.2	1.7	5.1	8.4
E 製造業		9.3	15.8	7.8	10.1	13.3
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		2.1	-	6.0	1.0	1.2
G 情報通信業		13.4	4.2	11.2	6.1	7.2
H 運輸・郵便業		17.5	13.7	17.2	14.1	7.2
I 卸売・小売業		9.3	13.7	7.8	12.1	10.8
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		5.2	6.3	2.6	5.1	3.6
L 学術研究・専門 サービス業		3.1	4.2	2.6	2.0	4.8
M 宿泊業・飲食 サービス業		6.2	10.5	4.3	9.1	3.6
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		2.1	3.2	1.7	4.0	1.2
O 教育・学習支援業		8.2	6.3	9.5	10.1	13.3
P 医療・福祉		12.4	6.3	13.8	13.1	10.8
Q 複合サービス事業		-	1.1	1.7	-	-
R サービス業		4.1	10.5	10.3	7.1	13.3
S 公務		4.1	1.1	1.7	-	-
T 分類不能		-	-	-	1.0	-

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	30	令和元	2	3	4
<b>製造業総数</b>	<b>9</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>10</b>
E09・10 食料品・飲料	-	5	-	-	-
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	1	-	-	-
E15 印刷	2	1	1	1	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	1	3	3	2	3
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	2
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	1	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	1	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	-	1	1	3	-
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	1	-	-	-
E27 業務用機械器具	1	1	1	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	2	1	-	-	1
E29 電気機械器具	1	-	1	-	1
E30 情報通信機械器具	-	-	1	-	1
E31 輸送用機械器具	-	-	-	-	1
E32 その他	2	1	-	-	-

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成30	令和元	2	3	4
サービス業総数 <sup>注</sup>	15	27	22	22	19
L71 学術・開発研究機関	-	-	-	1	1
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	3	2	2	-	1
L73 広告業	-	1	1	-	-
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	-	1	-	1	2
M75 宿泊業	-	1	1	1	-
M76 飲食店	4	8	4	7	3
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	2	1	-	1	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	1	2	-	1	-
N79 その他の生活関連 サービス業	-	-	1	2	-
N80 娯楽業	1	1	1	1	1
R88 廃棄物処理業	-	1	-	1	1
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	-	3	5	3	5
R92 その他の事業サービス業	2	2	4	2	2
R93 政治・経済・文化団体	-	4	1	-	-
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	1	-	2	-	3
R96 外国公務	1	-	-	1	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	総 数		827	833	732	957
調 査		685	645	507	694	695
審 問		62	57	36	61	37
和 解		6	1	2	8	1
そ の 他		74	130	187	194	228

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	終 結 件 数		89	99	79	91
平均 調査回数		6.4	7.7	5.5	5.9	7.4
平均 審問回数		0.6	0.7	0.5	0.4	0.5
平均 証人数		0.9	1.3	0.9	0.7	0.7
平均 所要日数		401.8	513.3	492.0	496.7	642.0
う ち 、 命 令 事 件		12	24	23	22	18
平均 調査回数		10.8	10.3	9.6	9.6	11.7
平均 審問回数		2.2	2.4	1.7	1.5	2.0
平均 証人数		3.8	4.1	2.8	2.3	2.6
平均 所要日数		804.3	864.8	866.3	894.5	1,053.4

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

区分	30		令和元		2		3		4	
	調査	審問								
終結件数	89		99		79		91		75	
1回	7	3	6	5	10	1	3	3	5	5
2回	12	9	9	11	10	11	8	12	5	8
3回	8	4	8	6	4	5	9	4	6	3
4回	5	4	7	4	5	-	8	-	10	1
5回	5	-	5	2	8	1	10	-	2	1
6回	4	-	7	-	5	-	11	-	5	-
7回	6	-	4	-	4	-	8	-	7	-
8回	7	-	6	-	3	-	3	-	9	-
9回	4	-	11	-	3	-	6	-	4	-
10回以上	22	-	31	-	17	-	16	-	18	-
0回	9	69	5	71	10	61	9	72	4	57
総回数	573	49	764	71	437	43	538	39	556	39

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
終 結 件 数		89	99	79	91	75
1 ～ 5 人		18	21	16	14	12
6 ～ 10 人		2	7	2	4	3
11 ～ 15 人		-	-	-	-	-
16 ～ 20 人		-	-	-	-	-
21 人 以 上		-	-	-	-	-
証 人 な し		69	71	61	73	60
証 人 総 数		80	127	72	68	53

注) 一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
総平均日数		401.8	513.3	492.0	496.7	642.0
全部救済		776.7	765.2	631.3	845.2	927.5
一部救済		815.9	992.8	1,001.3	815.8	1,059.5
棄却		554.0	793.8	1,048.0	999.0	1,221.0
却下		1,056.0	-	835.0	-	670.0
関与和解		378.3	438.0	311.0	397.1	555.1
無関与和解		218.4	297.6	342.6	315.5	405.5
その他取下		236.7	364.1	394.5	349.7	516.3

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
総平均日数		401.8	513.3	492.0	496.7	642.0
	うち民間	390.6	510.1	494.2	485.3	641.7
	全部救済	776.7	765.2	631.3	845.2	927.5
	一部救済	815.9	1,011.9	1,001.3	815.8	1,059.5
	棄却	-	793.8	1,048.0	945.4	1,221.0
	却下	1,056.0	-	310.6	-	-
	関与和解	363.0	438.0	342.6	390.7	555.1
	無関与和解	218.4	297.6	394.5	315.5	405.5
	取下	236.7	364.1	835.0	349.7	516.3
終結事件総数		89	99	79	91	75
終結事件数 (民間関係)		87	98	78	89	74

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
総平均日数		401.8	513.3	492.0	496.7	642.0
	うち、長期以外	385.2	513.3	474.3	496.7	624.3
	全部救済	776.7	765.2	631.3	845.2	927.5
	一部救済	815.9	992.8	892.0	815.8	1,059.5
	棄却	554.0	793.8	1,048.0	999.0	1,221.0
	却下	1,056.0	-	311.0	-	670.0
	関与和解	351.7	438.0	342.6	397.1	508.5
	無関与和解	218.4	297.6	394.5	315.5	405.5
	取下	236.7	364.1	835.0	349.7	516.3
終結事件総数		89	99	79	91	75
終結事件数 (長期以外)		88	99	78	91	74

注1)一部分離命令は含まない。

2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	措置申立件数		19	17	17	22
勧告等措置件数		10	8	7	12	8
規則40条による勧告		-	-	-	1	-
その他の措置		10	8	7	11	8
	文書	8	4	5	4	4
	口頭	2	4	2	7	4

- 注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。
- 2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。
- 3) 措置件数及びその内訳は、令和5年1月末現在のものである。

### 3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分	年	平成25	26	27	28	29
	取扱件数		385	401	385	318
前年繰越		228	219	230	191	182
新規申請		157	182	155	127	145
終結件数		166 [100.0]	171 [100.0]	194 [100.0]	136 [100.0]	129 [100.0]
取 下		2 [1.2]	3 [1.8]	3 [1.5]	2 [1.5]	1 0.8
打 切		95 [57.2]	101 [59.1]	136 [70.1]	94 [69.1]	78 60.5
資格あり		68 [41.0]	67 [39.2]	55 [28.4]	40 [29.4]	50 38.8
補正勧告あり		-	-	-	-	-
補正勧告なし		68	67	55	40	50
資格なし		1 [0.6]	-	-	-	-
次年繰越		219	230	191	182	198

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分	年	29	令和元	2	3	4
	東京都		130	132	163	147
全国		449	404	470	418	375
比率		29.0	32.7	34.7	35.2	26.7

(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		平成30	令和元	2	3	4
取扱件数		328	336	356	396	366
	前年繰越	198	204	193	249	266
	新規申請	130	132	163	147	100
終結件数		124 [100.0]	143 [100.0]	107 [100.0]	r130 [100.0]	102 [100.0]
	取 下	2 [1.6]	1 [0.7]	1 [0.9]	1 [0.8]	2 [2.0]
	打 切	87 [70.2]	88 [61.5]	60 [56.1]	r76 [r58.5]	65 [63.7]
資格あり		34 [27.4]	54 [37.8]	45 [42.1]	r53 [r40.8]	35 [34.3]
	補正勧告あり	-	-	-	-	-
	補正勧告なし	34	54	45	r53	35
資格なし		1 [0.8]	-	1 [0.9]	-	-
次年繰越		204	193	249	r266	264

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分		年				
		30	令和元	2	3	4
総 数		130	132	163	147	100
不当労働行為		110	109	144	120	89
法人登記		17	17	17	18	11
委員推薦		1	4	-	5	-
労働者供給事業		2	2	2	4	-

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取 扱 件 数	終 結 件 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 あり	資 格 な し	
総 数	366	102	2	65	35	0	264
不当労働行為	348	87	-	65	22	-	261
法人登記	18	15	2	-	13	-	3
委員推薦	-	-	-	-	-	-	-
労働者供給事業	-	-	-	-	-	-	-

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	平成30	令和元	2	3	4
	総平均日数		363.6	467.3	426.7	r430.9
不当労働行為		428.6	534.5	499.7	r519.4	671.5
法人登記		103.7	62.1	76.7	r76.6	167.2
委員推薦		5.0	29.0	-	20.6	-
労働者供給事業		23.0	27.0	187.0	43.8	-

## 4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分	年				
	平成30	令和元	2	3	4
総 数	947 (323)	969 (288)	1,266 (277)	1,206 (330)	1,126 (234)
調整に関するもの	202 (60)	162 (48)	248 (56)	238 (83)	219 (50)
不当労働行為に 関するもの	250 (97)	243 (95)	320 (116)	274 (99)	272 (83)
資格審査に 関するもの	205 (130)	233 (132)	298 (163)	279 (147)	207 (100)
その他の相談	290 (1)	331 (2)	400 (1)	415 (1)	428 (1)

注) ( )内件数は、申請・申立件数で内数。

<名 簿>



## 第45期東京都労働委員会委員名簿

令和4年12月31日現在

区分	氏名	現職	就任日
公益委員	会長 かな い やす お 金 井 康 雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1
	会長代理 きく ち よう いち 菊 池 洋 一	弁護士（元広島高等裁判所長官）	03・12・1
	会長代理 みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京大学 社会科学研究所教授	23・1・15
	きた い く み こ 北 井 久 美 子	弁護士（第二東京弁護士会）	03・12・1
	まき ふう ま り こ 巻 瀨 眞 理 子	弁護士（第一東京弁護士会）	29・12・1
	み き よし ひと 三 木 祥 史	弁護士（第一東京弁護士会）	29・12・1
	おお た はる お 太 田 治 夫	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	わた なべ かつ こ 渡 邊 敦 子	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	た むら たつ ひさ 田 村 達 久	早稲田大学 法学学術院教授	元・12・1
	にし むら み か 西 村 美 香	成蹊大学 法学部教授	03・12・1
	かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1
	かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	03・3・1
とみ なが こう いち 富 永 晃 一	上智大学 法学部教授	03・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	やす だ きし 安 田 潔	東京交通労働組合 顧問	03・12・1
	さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1
	あお き まさ お 青 木 正 男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・1
	たけ もり よし ひこ 竹 森 義 彦	UAゼンセン東京都支部 支部長	03・12・1
	ほか ぞの こう じ 外 園 幸 二	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1
	もり ほう み 森 治 美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27・12・1
	あん どう てつ お 安 藤 哲 雄	日産労連関東地域本部 労組活動アドバイザー	29・12・1
	かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	JAM東京千葉 参与	30・6・1
	よこ やま よう こ 横 山 陽 子	UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・1
	たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京地下鉄労働組合 顧問	29・12・1
	く ぼ じゅん いち ろう 久 保 潤 一 郎	連合東京 労働局・労働政策局長	29・12・1
	きた けん いち 北 健 一 (田 中 弘 尚)	日本出版労働組合連合会 書記次長	03・12・1
さ とう しげ み 佐 藤 重 己	東京都電力総連 特別執行委員	元・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	もん ま たかし 門 馬 卓	鹿島建設株式会社 社友	25・12・1
	うち だ たか ふみ 内 田 隆 文	株式会社資生堂 社友	23・12・1
	まつ だ じ ろう 松 田 二郎	東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・1
	さ の みち のり 佐 野 通 則	東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・1
	おお や かず お 大 屋 和 雄	東部金属熱処理工業組合 理事	03・12・1
	はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・1
	わ だ よし ひろ 和 田 慶 宏	旭化成株式会社 社友	03・12・1
	いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	みや した けい こ 宮 下 恵 子	全日本空輸株式会社 社友	29・12・1
	くま た きょう こ 熊 田 京 子	東日本電信電話株式会社 社友	元・12・1
	くろ ぼね じ ろう 黒 羽 二 朗	トッパン・フォームズ株式会社 顧問	元・12・1
	いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1
くら はし ゆまき のり 倉 橋 幸 則	KDDI株式会社 社友	03・12・1	

## 東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和5年2月7日現在

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
かな い やす お 雄 金 井 康 雄	東京都労働委員会会長 元札幌高等裁判所長官	29・12・5
きく ち よう いち 菊 池 洋 一	東京都労働委員会会長代理 弁護士(元広島高等裁判所長官)	03・12・2
みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23・1・25
きた い く み こ 北 井 久 美 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	03・12・2
まき ふち ま り こ 巻 淵 眞 理 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
み き よし ひと 三 木 祥 史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
おお た はる お 夫 太 田 治 夫	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
た むら たつ ひさ 田 村 達 久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学大学院教授	元・12・2
にし むら み か 西 村 美 香	東京都労働委員会委員 成蹊大学 法学部教授	03・12・2
かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・4
かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	03・3・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
とみ なが こう いち 富 永 晃 一	東京都労働委員会委員 上智大学 法学部教授	03・12・2
やす だ きよし 安 田 潔	東京都労働委員会委員 東京交通労働組合 顧問	03・12・2
さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・2
あお き まさ お 青 木 正 男	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・5
たけ もり よし ひこ 竹 森 義 彦	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 支部長	03・12・2
ほか その こう じ 外 園 幸 二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・2
もり はる み 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27・12・4
やす どう てつ お 安 藤 哲 雄	東京都労働委員会委員 日産労連関東地域本部 労組活動アドバイザー	29・12・5
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	30・6・5
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・2
たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 顧問	29・12・5
く ぼ じゅん いち ろう 久 保 潤 一 郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働局・労働政策局長	29・12・5
きた けん いち (た 中 ひろ ひさ) 北 健 一	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 書記次長	03・12・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
さとう しげみ 佐藤重己	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	元・12・2
もん またかし 門馬卓	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	25・12・4
うち たかふみ 内田隆文	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	23・12・2
まつ だじろう 松田二郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・2
さの みちのり 佐野通則	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・2
おお やかずお 大屋和雄	東京都労働委員会委員 東部金属熱処理工業組合 理事	03・12・2
はし もとまさみち 橋本昌道	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・5
わだ よしひろ 和田慶宏	東京都労働委員会委員 旭化成株式会社 社友	03・12・2
いわ したしゅういち 岩下秀市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・2
みや したけいこ 宮下恵子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社 社友	29・12・5
くま たきょうこ 熊田京子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話株式会社 社友	元・12・2
くろ ぼねじろう 黒羽二郎	東京都労働委員会委員 トッパン・フォームズ株式会社 顧問	元・12・2
いし がわすみひこ 石川純彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
くら はし ゆき のり 倉 橋 幸 則	KDDI株式会社 社友	03・12・2
さくら い まさ と 桜 井 政 人	東京都労働委員会事務局 事務局長	04・4・5
ほん だ なお み 本 田 尚 美	東京都労働委員会事務局 総務課長	04・4・5
もり なが けん じ 森 永 健 二	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	03・4・6
はぎ わら こう た ろう 萩 原 幸 太 郎	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	04・4・5
なか むら ゆう こ 中 村 優 子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	03・10・5
の ぐち あきら 野 口 明	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	04・4・5
むら かみ えい いち 村 上 英 一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
その だ みつる 園 田 みつる	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	03・4・6
いし だ たく 石 田 拓	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	04・4・5
ひら かわ ひろみ 平 川 ひろみ	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	30・4・3
たん の あき こ 丹 野 明 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	02・4・7
ます ぎま えつ こ 増 崎 悦 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	03・4・6

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
やま ぎま た ろう 山 崎 太 朗	東京都産業労働局 雇用就業部長	04・4・5
あき や かおり 秋 谷 香	東京都産業労働局 局務担当部長 ＜労働相談情報センター所長＞	05・2・7
ほっ とり ゆう き 服 部 勇 樹	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	04・4・5
こく しょう てつ ろう 國 生 哲 郎	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	03・10・5
いわ もと なぎ さ 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	02・4・7
おお たに く み こ 大 谷 久 美 子	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	03・4・6
みや ち あき こ 宮 地 明 子	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	03・4・6
よこ もり なお き 横 森 直 樹	東京都労働相談情報センター 多摩事務所長	05・2・7